

○奈良県警察の組織に関する訓令

(平成4年2月27日本部訓令第6号)

[沿革] 平成4年6月本部訓令第18号、11月第28号、5年3月第3号、第4号、7月第18号、8月第22号、6年2月第2号、3月第7号、6月第11号、7月第12号、8月第13号、11月第20号、7年2月第2号、3月第6号、4月第10号、9月第28号、8年3月第4号、5月第11号、8月第14号、9年2月第2号、3月第3号、5月第9号、10月第16号、10年3月第5号、7月第13号、8月第14号、12月第18号、11年2月第3号、3月第7号、7月第15号、12月第23号、12年2月第1号、第2号、3月第4号、第7号、5月第11号、6月第12号、9月第15号、13年3月第1号、7月第11号、9月第16号、14年2月第5号、10月第20号、12月第23号、15年2月第5号、5月第9号、9月第16号、12月第18号、16年3月第4号、第7号、9月第14号、17年3月第3号、第7号、第10号、7月第12号、9月第15号、18年1月第1号、3月第3号、第6号、9月第11号、19年2月第3号、3月第8号、第11号、6月第18号、7月第20号、第21号、10月第24号、20年1月第2号、3月第4号、第13号、11月第25号、12月第27号、21年3月第1号、5月第6号、22年2月第3号、3月第6号、23年2月第1号、3月第5号、第8号、6月第11号、24年3月第3号、7月第11号、10月第13号、12月第19号、25年3月第5号、5月第15号、7月第16号、9月第18号、12月第21号、26年2月第3号、3月第9号、4月第13号、27年2月第2号、6月第9号、7月第11号、28年2月第2号、10月第20号、第21号、29年3月第3号、第8号、8月第17号、12月第22号改正

奈良県警察の組織に関する訓令（昭和43年6月奈良県警察本部訓令第13号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 警察本部

第1節 警察本部の課等の内部組織（第2条）

第2節 本部の課等に置く職（第3条—第13条）

第3節 本部の課の附置機関に置く職（第14条—第17条）

第3章 警察学校（第18条—第24条）

第4章 警察署（第25条—第41条）

第5章 補則（第42条—第45条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）第48条第2項及び第3項並びに第51条の規定に基づき、奈良県警察の組織について必要な事項を定めるものとする。

〔本条改正・平8本部訓令4〕

## 第2章 警察本部

### 第1節 警察本部の課等の内部組織

(課等の内部組織)

第2条 警察本部（以下「本部」という。）の課及び部の附置機関（以下「本部の課等」という。）に、別表第1に定める係、隊、班又は小隊（以下「係等」という。）を置く。

2 本部の課の附置機関（以下「課の附置機関」という。）に、別表第1に定める係を置く。

3 第1項の係等及び課の附置機関の係の分掌事務は、別表第1に定めるとおりとする。

4 部の附置機関（科学捜査研究所及び機動隊を除く。）に、分駐隊及び分駐所を置く。

5 課の附置機関の位置並びに分駐隊並びに分駐所の位置及び名称は、別表第2のとおりとする。

〔2項改正・平5本部訓令4・平6本部訓令20・平7本部訓令2、1・2・4・5項改正・平8本部訓令4、2項改正・平9本部訓令3、1—3項改正・平10本部訓令5〕

### 第2節 本部の課等に置く職

(管理官)

第3条 本部の課に、管理官を置くことができる。

2 管理官は、警視の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

3 管理官は、第4条に規定する次席の事務又は命を受け、本部の課の事務についての調査、研究、指導及び企画に関する事務その他特に命ぜられた事務を処理する。

4 管理官の呼称は、本部の課の名称を冠して行うものとする。この場合において、次席の事務を処理する管理官以外の管理官は、特に命ぜられた事務の名称を付するものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、次表の右欄に掲げる事務を担当する管理官の呼称は、左欄に掲げるとおりとする。

---

訟務官	命を受け、監察課の所掌に係る訟務に関する事務を処理する。
広報官	命を受け、県民サービス課の所掌に係る広報・広聴活動に関する事務を処理する。
文化財保安官	命を受け、生活安全企画課の所掌に係る文化財の保安に関する事務を処理する。
統括情報官	命を受け、捜査支援分析課の所掌に係る犯罪捜査のために必要な情報の総合的な分析に関する事務を処理する。
暴力団対策官	命を受け、組織犯罪対策課の所掌に係る暴力団対策に関する事務を処理する。
意見聴取官	命を受け、組織犯罪対策課の所掌に係る意見聴取に関する事務を処理する。
交通事故分析官	命を受け、交通企画課の所掌に係る交通事故の分析に関する事務を処理する。
交通規制官	命を受け、交通規制課の所掌に係る交通規制に関する事務を処理する。
交通事故事件捜査統括官	命を受け、交通指導課の所掌に係る交通事故事件捜査のうち特定事故事件の捜査の統括及び指導対象事故事件の捜査の指導に関する事務を処理する。
交通反則通告官	命を受け、交通指導課の所掌に係る交通反則通告事務（徴収事務を除く。）を処理する。
国際テロリズム対策官	命を受け、警備第一課の所掌に係る警備警察の運営及び警備情報に関する事務を処理する。

〔5項改正・平6本部訓令20、3項改正・平8本部訓令4、5項改正・平9本部訓令3・平13本部訓令1・平16本部訓令4・平17本部訓令3・平19本部訓令3、2項改正・平19本部訓令11、5項改正・平20本部訓令13・平21本部訓令1・平23本部訓令1・平26本部訓令3・平28本部訓令2・平29本部訓令3〕

（首席研究員）

第3条の2 科学捜査研究所に、首席研究員を置くことができる。

2 首席研究員は、警視の階級にある警察官に相当する一般職員をもって充てる。

3 首席研究員は、命を受け、犯罪捜査に関する鑑定及び検査並びに科学捜査に関する研究及び実験に従事する。

〔本条追加・平7本部訓令2、2項改正・平19本部訓令11〕

（次席等）

第4条 本部の課に次席を、自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に副隊長を、科学捜査研究所に副所長を置く。ただし、事務の状況により、次席又は副隊長若しくは副所長を置かないことができる。

2 次席は、警視若しくは警部の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員を、副隊長は、警部の階級にある警察官を、副所長は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

3 次席は、課の総括的運営について課長を補佐し、副隊長は、隊長を、副所長は、所長を補佐する。

4 次席は、命を受け、別表第1に定める庶務の担当事務を総括処理する。

〔1—3項改正・平6本部訓令20、4項改正・平7本部訓令2、1項改正・平9本部訓令3、2項改正・平19本部訓令11〕

(指導官)

第5条 本部の課に、次表の左欄に掲げる指導官を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を処理する。ただし、事務の状況により、当該指導官を置かないことができる。

会計指導官	命を受け、会計課の所掌に係る会計の指導に関する事務を処理する。
服務指導官	命を受け、監察課の所掌に係る職員の服務規律に関する事務を処理する。
生活安全事件捜査指導官	命を受け、生活安全部における犯罪捜査の指導に関する事務を処理する。
地域指導官	命を受け、地域課の所掌に係る地域警察の指導に関する事務を処理する。
通信指令指導官	命を受け、通信指令課の所掌に係る通信指令の指導に関する事務を処理する。
少年事件指導官	命を受け、非行少年に係る事件の捜査及び調査の指導に関する事務を処理する。
経済指導官	命を受け、生活環境課の所掌に係る経済関係法令違反捜査の指導に関する事務を処理する。
営業秘密保護指導官	命を受け、生活環境課の所掌に係る営業秘密侵害事犯に関する事務を処理する。
サイバー犯罪捜査指導官	命を受け、サイバー犯罪対策課の所掌に係るサイバー犯罪捜査の指導に関する事務を処理する。
性犯罪捜査指導	命を受け、捜査第一課の所掌に係る性犯罪捜査の指導に関する事務を

官	処理する。
検視指導官	命を受け、捜査第一課の所掌に係る検視の指導に関する事務を処理する。
特捜指導官	命を受け、捜査第二課の所掌に係る特別捜査の指導に関する事務を処理する。
暴力団対策指導官	命を受け、組織犯罪対策課の所掌に係る犯罪捜査の指導に関する事務を処理する。
鑑識指導官	命を受け、鑑識課の所掌に係る犯罪鑑識の指導に関する事務を処理する。
交通事故鑑識指導官	命を受け、交通指導課の所掌に係る交通事故事件捜査のうち特定事故事件の実況見分及び鑑識活動についての現場指揮に関する事務を処理する。
交通指導官	命を受け、交通の指導取締りの指導に関する事務を処理する。
講習指導官	命を受け、運転免許課の所掌に係る運転者の講習の指導に関する事務を処理する。
警備指導官	命を受け、警備第一課の所掌に係る警備警察の運営の指導に関する事務を処理する。

2 指導官は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

〔1項改正・平5本部訓令4・平6本部訓令2・本部訓令20・平8本部訓令4・本部訓令11・平9本部訓令3・平11本部訓令3・平13本部訓令1・平14本部訓令5・平17本部訓令3・平18本部訓令3、2項改正・平19本部訓令11、1項改正・平20本部訓令13・平21本部訓令1・平23本部訓令1・平28本部訓令2・平29本部訓令3〕

(分駐隊長)

第5条の2 分駐隊に、分駐隊長を置くことができる。

2 分駐隊長は、警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 分駐隊長は、命を受け、分駐隊の事務を処理する。

〔本条追加・平6本部訓令2、1—3項改正・平8本部訓令4〕

(課長補佐等)

第6条 本部の課に課長補佐を、通信指令課に通信指令官を、科学捜査研究所に主任研究員を、自動車警ら隊、高速道路交通警察隊及び機動捜査隊に隊長補佐を置く。ただし、事務の状況により、課長補佐、通信指令官、主任研究員又は隊長補佐を置かないことができる。

- 2 課長補佐は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員を、主任研究員は、一般職員を、通信指令官及び隊長補佐は、警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 課長補佐、通信指令官及び隊長補佐は、命を受け、別表第1に定める担当事務を処理する。
- 4 主任研究員は、命を受け、犯罪捜査に関する鑑定及び検査並びに科学捜査に関する研究及び実験に従事する。

〔1・2項改正・5項追加・平5本部訓令22、1—3項改正・5項削除・平9本部訓令3、1項改正・平12本部訓令4、2項改正・平19本部訓令11、1項改正・平29本部訓令3〕

(副主幹)

第7条 本部の課等に、副主幹を置くことができる。

- 2 副主幹は、警部補の階級にある警察官に相当する一般職員をもって充てる。
- 3 副主幹は、命を受け、本部の課等の所掌事務のうち特定の事務を処理する。

〔本条追加・平10本部訓令5、2項改正・平19本部訓令11〕

(係長等)

第8条 本部の課等の係等に、係長又は班長若しくは小隊長（以下「係長等」という。）を置く。ただし、事務の状況により、係長又は班長を置かないことができる。

- 2 係長及び班長は、警部補の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員を、小隊長は、警部補の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 係長等は、命を受け、別表第1に定める分掌事務を処理する。

〔旧7条を繰下・平10本部訓令5、2項改正・平19本部訓令11〕

(主任等)

第9条 本部の課等の係等に、主任又は分隊長を置く。ただし、事務の状況により、主任を置かないことができる。

- 2 主任は、巡査部長の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員を、分隊長は、巡査部長の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 主任は、命を受け、係等の分掌事務の全部又は一部を処理する。
- 4 分隊長は、命を受け、分隊の事務を処理する。

〔2項改正・平19本部訓令11〕

(係員等)

第10条 本部の課等の係等に、係員又は隊員を置く。ただし、事務の状況により、係員を置かないことができる。

2 係員は、巡査の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員を、隊員は、巡査部長又は巡査の階級にある警察官をもって充てる。

3 係員及び隊員は、命を受け、事務に従事する。

〔2項改正・平19本部訓令11〕

(研究員)

第11条 科学捜査研究所に、第3条の2及び第6条から前条までに規定する職のほか、研究員を置くことができる。

2 研究員は、一般職員をもって充てる。

3 研究員は、命を受け、犯罪捜査に関する鑑定及び検査又は科学捜査に関する研究及び実験を行う。

4 研究員は、第6条から前条までに規定する職を兼ねることができる。

〔1・4項改正・平11本部訓令3、2項改正・平19本部訓令11〕

(部の附置機関に置くその他の職)

第12条 部の附置機関(科学捜査研究所を除く。)の内部組織に関し、第7条から第10条までに規定する職のほか、必要な事項は別に定める。

(部付等)

第13条 本部の部に部付を、本部の課等に課付又は隊付を置くことができる。

2 部付、課付及び隊付は、命を受け、特に命ぜられた事務を処理する。

〔1・2項改正・平8本部訓令4〕

第3節 本部の課の附置機関に置く職

(課の附置機関の長)

第14条 公安委員会事務担当室、取調べ監督室、監査室、犯罪被害者支援室、術科指導室、健康管理推進室、犯罪抑止対策室、許認可審査室、地域指導室、刑事指導室及び検視官室(次条及び第15条において「室」という。)に室長を、照会センター、少年サポートセンター、交通管制センター及び交通反則通告センター(次条及び第15条において「所」という。)に所長を、鉄道警察隊及び警察航空隊(次条及び第15条において「隊」という。)に隊長を置く。

2 公安委員会事務担当室長、取調べ監督室長、犯罪被害者支援室長、犯罪抑止対策室長、許認可審査室長、地域指導室長、鉄道警察隊長、刑事指導室長、検視官室長及び交通反則通告センター所長は、警視の階級にある警察官を、監査室長、照会センター所長、術科指導室長、健康管理推進室長、少年サポートセンター所長及び交通管制センター所長は、警視の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員を、警察航空隊長は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 室長、所長及び隊長は、命を受け、規則別表第1に定める所掌事務を処理する。

〔1・2項改正・平5本部訓令4・平6本部訓令20、1—3項改正・平7本部訓令2、1・2項改正・平8本部訓令4・平9本部訓令3、1・2項改正・平10本部訓令5、1—3項改正・平12本部訓令4、1・2項改正・平13本部訓令1・平16本部訓令7、2項改正・平19本部訓令11、1・2項改正・平20本部訓令13・平21本部訓令1・平23本部訓令1・平26本部訓令3・平28本部訓令2・平29本部訓令3〕

(副室長等)

第14条の2 室、所及び隊に、副室長、副所長及び副隊長（以下この条において「副室長等」という。）を置く。ただし、事務の状況により、副室長等を置かないことができる。

2 副室長及び副所長は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員を、副隊長は、警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 副室長等は、命を受け、規則別表第1に定める所掌事務について室長、所長又は隊長を補佐する。

〔本条追加・平8本部訓令4、1項改正・2項全改・平12本部訓令4、2項改正・平19本部訓令11〕

(室長補佐等)

第15条 室、所及び隊に、室長補佐、所長補佐及び隊長補佐（課の附置機関に配置する課長補佐をいう。以下「室長補佐等」という。）を置く。ただし、事務の状況により、室長補佐等を置かないことができる。

2 室長補佐等は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

3 室長補佐等は、命を受け、別表第1に定める担当事務を処理する。

〔4項全改・平5本部訓令4、1項改正・2項削除・旧3・4項を改正し2・3項に繰上・平9本部訓令3、2項改正・平19本部訓令11、1項改正・平29本部訓令3〕

(副主幹)

第15条の2 課の附置機関に、副主幹を置くことができる。

2 副主幹は、警部補の階級にある警察官に相当する一般職員をもって充てる。

3 副主幹は、命を受け、課の附置機関の所掌事務のうち特定の事務を処理する。

〔本条追加・平10本部訓令5、2項改正・平19本部訓令11〕

(係長)



第16条 課の附置機関の係に、係長を置く。ただし、事務の状況により、係長を置かないことができる。

2 係長は、警部補の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

3 係長は、命を受け、別表第1に定める分掌事務を処理する。

〔2項改正・平19本部訓令11〕

(主任等)

第17条 課の附置機関の係に、主任又は係員を置く。ただし、事務の状況により、主任又は係員を置かないことができる。

2 第9条第2項(分隊長に係る規定を除く。)及び第3項の規定は、主任について、第10条第2項(隊員に係る規定を除く。)及び第3項の規定は、係員について準用する。

### 第3章 警察学校

(警察学校の内部組織)

第18条 警察学校に、別表第1に定める係を置き、係の分掌事務は、同表に定めるとおりとする。

(管理官)

第19条 警察学校に、管理官を置き、警視の階級にある警察官に相当する一般職員をもって充てる。

2 管理官は、警察学校の教育に関する事務について学校長を補佐する。

3 管理官は、命を受け、校務を処理する。

4 管理官の呼称は、警察学校を冠して行うものとする。

〔旧20条を繰上・平10本部訓令5、1項改正・平19本部訓令11〕

(校長補佐)

第20条 警察学校に、校長補佐を置き、警部の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

2 校長補佐は、命を受け、別表第1に定める担当事務を処理する。

〔旧21条を繰上・平10本部訓令5、1項改正・平19本部訓令11〕

(教官)

第21条 警察学校に、教官を置き、警部若しくは警部補の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

2 教官は、命を受け、学生の教育訓練に従事する。

〔旧22条を繰上・平10本部訓令5、1項改正・平19本部訓令11〕

(助教)

第22条 警察学校に、助教を置くことができる。

2 助教は、巡査部長の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

3 助教は、命を受け、教官を補佐して学生の教育訓練に従事する。

〔旧23条を繰上・平10本部訓令5、1項全改・2項追加・旧2項を3項に繰下  
・平11本部訓令3、2項改正・平19本部訓令11〕

(副主幹)

第23条 警察学校に、副主幹を置くことができる。

2 副主幹は、警部補の階級にある警察官に相当する一般職員をもって充てる。

3 副主幹は、命を受け、警察学校の所掌事務のうち特定の事務を処理する。

〔本条追加・平10本部訓令5、2項改正・平19本部訓令11〕

(係長等)

第24条 警察学校の係に、係長、主任及び係員を置く。

2 第8条(小隊長に係る規定を除く。)の規定は係長について、第9条(分隊長に係る規定を除く。)の規定は主任について、第10条(隊員に係る規定を除く。)の規定は係員について準用する。

#### 第4章 警察署

(警察署の内部組織)

第25条 警察署に、別表第3に定める課又は係を置く。ただし、警察本部長(以下「本部長」という。)が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

2 課又は係の分掌事務は、別表第4に定める準則のとおりとする。

(次長)

第26条 警察署(副署長を置く警察署を除く。)に、次長を置く。

2 次長は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 次長は、命を受け、警察署の総括的運営について警察署長(以下「署長」という。)を補佐する。

〔2項改正・平10本部訓令5・平11本部訓令3〕

(分庁舎所長)

第26条の2 警察署に、分庁舎所長を置くことができる。

2 分庁舎所長は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 分庁舎所長は、命を受け、警察署分庁舎の管理その他別に定める事務について署長を補佐する。

〔本条追加・平20本部訓令4〕

(会計官)

第27条 警察署に、会計官を置くことができる。

- 2 会計官は、警視の階級にある警察官に相当する一般職員をもって充てる。
- 3 会計官は、命を受け、規則第4条及び第9条に規定する本部の課の所掌事務のうち警察署で処理しなければならない事務の総括的な運営について署長を補佐する。

[2項改正・平19本部訓令11]

(刑事官)

第28条 警察署に、刑事官を置くことができる。

- 2 刑事官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 刑事官は、命を受け、規則第11条、第11条の2、第13条、第14条及び第16条の2から第22条までに規定する本部の課及び所の所掌事務のうち、警察署で処理しなければならない事務の総括的な運営について署長を補佐する。

[3項改正・平6本部訓令20・平8本部訓令4、1項改正・平10本部訓令5、  
3項改正・平19本部訓令21・平26本部訓令3]

(地域官)

第29条 警察署に、地域官を置くことができる。

- 2 地域官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 地域官は、命を受け、規則第12条、第12条の2及び第34条第3号に規定する本部の課の所掌事務のうち、警察署で処理しなければならない事務の総括的な運営について署長を補佐する。

[本条改正・平4本部訓令18、1・3項改正・平6本部訓令2、3項改正・平  
6本部訓令20、1項改正・平7本部訓令2、本条全改・平10本部訓令5]

(交通官)

第29条の2 警察署に、交通官を置くことができる。

- 2 交通官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 交通官は、命を受け、規則第25条から第28条までに規定する本部の課の所掌事務のうち、警察署で処理しなければならない事務の総括的な運営について署長を補佐する。

[本条追加・平26本部訓令12]

(課長及び係長)

第30条 警察署の課に課長を、係に係長を置く。ただし、事務の状況により課長又は係長を置かないことができる。

- 2 課長は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員を、係長は、警部補

の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

3 課長又は係長は、命を受け、課又は係の分掌事務を処理する。

〔2項改正・平19本部訓令11〕

(副主幹)

第31条 警察署の課に副主幹を置くことができる。

2 副主幹は、警部補の階級にある警察官に相当する一般職員をもって充てる。

3 副主幹は、命を受け、警察署の課の所掌事務のうち特定の事務を処理する。

〔1項改正・平6本部訓令20、本条全改・平10本部訓令5、2項改正・平19本部訓令11〕

(主任及び係員)

第32条 警察署の係に、主任及び係員を置く。ただし、事務の状況により、主任又は係員を置かないことができる。

2 第9条第2項(分隊長に係る規定を除く。)及び第3項の規定は主任について、第10条第2項(隊員に係る規定を除く。)及び第3項の規定は係員について準用する。

(幹部交番に置く職)

第33条 幹部交番及び所所在地に、所要の警察官を置く。

2 幹部交番に、幹部交番所長を置き、警部又は警部補の階級にある警察官をもって充てる。

3 幹部交番所長は、命を受け、幹部交番の担当区域における警察事務を処理し、所所在地及び担当区域内の交番並びに駐在所の勤務員を指揮監督する。

4 警部の階級にある警察官が配置されている幹部交番に置く警部補の階級にある警察官は、交番係長として、署長が命ずる。

5 交番係長は、命を受け、自らも勤務員としての受持区を持って所管区内の警察事務を処理し、当該交番の交番主任及び交番員を指揮監督する。

6 幹部交番に置く巡查部長の階級にある警察官は、交番主任として、巡查の階級にある警察官は、交番員として、それぞれ署長が命ずる。

7 前項の交番主任及び交番員は、命を受け、当該所管区内の警察事務の執行に従事する。

〔見出し・1—7項改正・平6本部訓令20〕

(交番等)

第34条 交番及び署所在地に、所要の警察官を置く。

2 交番に、交番所長又は交番係長を置くことができる。

3 交番所長及び交番係長は、警部補の階級にある警察官の中から署長が命ずる。

- 4 交番所長及び交番係長は、命を受け、自らも勤務員としての受持区を持って所管区内の警察事務を処理し、当該交番の勤務員を指揮監督する。
- 5 前条第6項の規定は、交番に置く巡査部長及び巡査の階級にある警察官について準用する。この場合において、同項中「幹部交番」とあるのは「交番」と読み替えるものとする。
- 6 署所在地に置く巡査部長の階級にある警察官は、署所在地主任として、巡査の階級にある警察官は、署所在地係員として、それぞれ署長が命ずる。
- 7 交番主任及び交番員並びに署所在地主任及び署所在地係員は、命を受け、当該所管区内の警察事務の執行に従事する。

〔見出し・1—5項改正・平6本部訓令20、本条全改・平9本部訓令3〕

(駐在所)

第35条 駐在所に、所要の警察官を置く。

- 2 駐在所に置く警部補の階級にある警察官は、駐在所長として、署長が命ずる。
- 3 駐在所長は、命を受け、所管区内の警察事務を処理する。
- 4 駐在所に置く巡査部長の階級にある警察官は、駐在所主任として、巡査の階級にある警察官は、駐在所員として、それぞれ署長が命ずる。
- 5 駐在所主任及び駐在所員は、命を受け、所管区内の警察事務の執行に従事する。

(交番及び駐在所等の所管区)

第36条 交番、駐在所、署所在地及び所所在地の所管区は、別表第5のとおりとする。

〔見出し・本条改正・平6本部訓令20〕

(自動車警ら班)

第36条の2 警察署に、自動車警ら班を置く。

- 2 自動車警ら班に、所要の警察官を置く。
- 3 自動車警ら班に置く警部補の階級にある警察官は、自動車警ら班長として、巡査部長の階級にある警察官は、自動車警ら班主任として、巡査の階級にある警察官は、自動車警ら班員として、それぞれ署長が命ずる。
- 4 自動車警ら班長は、命を受け、自らも勤務員として警察署の管轄区域内における警ら用無線自動車による機動警らに従事するとともに、自動車警ら班主任及び自動車警ら班員を指揮監督する。
- 5 自動車警ら班主任及び自動車警ら班員は、警察署の管轄区域内における警ら用無線自動車による機動警ら及びこれに付随する警察事務の執行に従事する。

〔本条追加・平5本部訓令4、1項改正・平20本部訓令4〕

第37条 削除

[本条削除・平28本部訓令20]

(警察署の管轄区域等の改正)

第38条 署長は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年6月奈良県条例第20号）別表に規定する事項を改正する必要があると認めるときは、次の事項を明らかにし、遅滞なく本部警務課を経由して本部長に上申しなければならない。

- (1) 改正を要する事項
- (2) 改正を要する理由（位置及び管轄区域の改正の場合は、図面及び町（字）の区域並びに名称の変更に係る市町村協議会等の議決等の内容を添付すること。）
- (3) その他参考事項

2 前項の規定は、規則別表第1及び別表第5の改正について準用する。

[1項改正・平26本部訓令3・平29本部訓令3]

(交番及び駐在所等の新設等)

第39条 署長は、幹部交番、交番、駐在所、署所在地、所所在地、警備派出所、交通検問所及び検問所を新設、統合、移転又は廃止（以下「新設等」という。）する必要があると認めるときは、次の事項を明らかにし、本部地域課（交通検問所については交通指導課）を経由して本部長に上申しなければならない。この場合において、署長及び本部地域課又は交通指導課は、あらかじめ、本部会計課及び本部警務課と協議するものとする。

- (1) 新設等を要する理由（関係資料及び図面を添付すること。）
- (2) 新設等しようとする名称、位置及び担当区域又は所管区
- (3) 面積、人口、世帯数、犯罪発生件数、交通事故発生件数、諸願届件数、その他の警察事象の推移
- (4) 敷地、建物等施設の措置
- (5) 予算措置の概要
- (6) 関係地域の住民の意向
- (7) その他参考事項

2 前項の規定は、所管区の境界変更について準用する。

[1項改正・平4本部訓令18、見出し・1項改正・平6本部訓令20、1項改正・平26本部訓令3・平29本部訓令3]

(臨時交番等)

第40条 署長は、必要と認めるときは、臨時に、交番、警備派出所、交通検問所又は検問所（以下「臨時交番等」という。）を設けることができる。

2 前条第1項の規定は、臨時交番等について準用する。

[見出し・1・2項改正・平6本部訓令20]

(署付)

第41条 警察署に署付を置くことができる。

2 署付は、命を受け、特に命ぜられた事務を処理する。

第5章 補則

(第二庁舎統括官)

第42条 本部第二庁舎に配置する本部の課等（以下「第二庁舎内所属」という。）に、第二庁舎統括官（以下「統括官」という。）1名を置く。

2 統括官は、第二庁舎内所属に勤務する警察官のうちから本部長が指定する。

3 統括官は、命を受け、本部第二庁舎の管理、第二庁舎内所属の庶務及び第二庁舎内所属の間の連絡調整に関する事務をつかさどる。

4 統括官の事務を処理するため、統括官を置く第二庁舎内所属に第二庁舎統括官補佐及び第二庁舎統括庶務係を置き、警察官又は一般職員をもって充てる。

[2項改正・平5本部訓令18、1・3項改正・4項全改・5項削除・平13本部訓令1、4項改正・平19本部訓令11]

(職の命免)

第43条 本部の課等の長及び警察学校長並びに署長（以下「所属長」という。）は、本部長が命免する場合を除き、職員をそれぞれの職に命免する。

2 前項の職員の命免は、分掌命令簿（別記様式）により行わなければならない。

(事務分掌表)

第44条 所属長は、前条の規定により命免したときは、事務分掌表を作成し、本部長に報告するとともに、他の所属長に送付しなければならない。

(係の変更手続)

第45条 所属長は、別表第1及び別表第3に規定する係の新設、改廃又は名称変更等の必要があるときは、その理由を付し、警務課を経由して本部長に上申しなければならない。

[本則改正・平26本部訓令3]

附 則

1 この訓令は、平成4年3月13日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にこの訓令に規定する職に相当する職にある警察官、事務吏員又は技術吏員は、別に辞令を発せられない限り、この訓令による改正後の職に対応する職を命ぜられたものとみなす。

[3項追加・平9本部訓令3、3項削除・平11本部訓令3]

附 則（平成4年6月26日奈良県警察本部訓令第18号）

- 1 この訓令は、平成4年6月29日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に外勤交通官の職にある者及び警察署の外勤課、外勤交通課、警務外勤係に勤務し、それぞれの職にある者は、別に辞令を発せられない限り、この訓令の施行日をもって地域交通官を命ぜられ、又は警察署の地域課、地域交通課若しくは警務地域係勤務を命ぜられ、それぞれの職を命ぜられたものとみなす。

附 則（平成4年11月27日奈良県警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成4年12月1日から施行する。ただし、別表第5の1の改正規定は、平成4年12月8日から施行する。

附 則（平成5年3月5日奈良県警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成5年3月8日から施行する。

附 則（平成5年3月8日奈良県警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成5年3月12日から施行する。ただし、別表第5の12の改正規定は、平成5年3月10日から施行する。

附 則（平成5年7月7日奈良県警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成5年7月26日から施行する。

附 則（平成5年8月23日奈良県警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成5年9月1日から施行する。

附 則（平成6年2月17日奈良県警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成6年2月23日から施行する。

附 則（平成6年3月22日奈良県警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成6年3月25日から施行する。

附 則（平成6年6月6日奈良県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成6年7月26日奈良県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成6年8月1日から施行する。

附 則（平成6年8月5日奈良県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成6年8月5日から施行する。

附 則（平成6年11月29日奈良県警察本部訓令第20号）

- 1 この訓令は、平成6年12月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に次の表の左欄に掲げる職にある者は、別に辞令を発せられない限り、この訓令の施行の日をもって同表右欄に掲げる職を命ぜられたものとみなす。



防犯部防犯課課長補佐（一般防犯担当）	生活安全部生活安全企画課課長補佐（生活安全担当）
奈良警察署防犯課長	奈良警察署生活安全課長
奈良西警察署防犯課長	奈良西警察署生活安全課長
生駒警察署防犯課長	生駒警察署生活安全課長
郡山警察署防犯課長	郡山警察署生活安全課長
西和警察署防犯課長	西和警察署生活安全課長
天理警察署防犯課長	天理警察署生活安全課長
桜井警察署刑事防犯課長	桜井警察署刑事課長
宇陀警察署刑事防犯課長	宇陀警察署刑事課長
田原本警察署刑事防犯課長	田原本警察署刑事課長
橿原警察署防犯課長	橿原警察署生活安全課長
高田警察署防犯課長	高田警察署生活安全課長
高田警察署香芝幹部派出所長	高田警察署香芝幹部交番所長
御所警察署刑事防犯課長	御所警察署刑事課長
五条警察署刑事防犯課長	五条警察署刑事課長
吉野警察署刑事防犯課長	吉野警察署刑事課長
中吉野警察署刑事防犯課長	中吉野警察署刑事課長

附 則（平成 7 年 2 月 22 日奈良県警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 7 年 2 月 27 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 24 日奈良県警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成 7 年 3 月 24 日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 6 日奈良県警察本部訓令第 10 号）

この訓令は、平成 7 年 4 月 6 日から施行する。

附 則（平成 7 年 9 月 22 日奈良県警察本部訓令第 28 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 12 日奈良県警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成 8 年 3 月 19 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- (1) 第 2 条第 2 項の改正規定、第 14 条第 1 項の改正規定中「、銃器対策室」を削る部分、第 14 条第 2 項の改正規定中「、銃器対策室長」を削る部分、別表第 1 の(1)本部の課及び課の附置機関の内部組織の表生活保安課の款の改正規定、別表第 5 の

6 天理警察署の表の改正規定及び別表第5の10櫃原警察署の表の改正規定 平成8年3月22日

(2) 別表第5の7桜井警察署の表の改正規定 平成8年3月25日

(3) 別表第5の5西和警察署の表の改正規定 平成8年3月29日

附 則（平成8年5月31日奈良県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成8年5月31日から施行する。

附 則（平成8年8月21日奈良県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成9年2月14日奈良県警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成9年2月18日から施行する。

附 則（平成9年3月14日奈良県警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成9年3月21日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定中「通信指令室」を「鉄道警察隊」に改める部分、第4条第1項の改正規定、第5条第1項の表の改正規定中通信指令指導官の項を加える部分、第6条の改正規定、第14条第1項の改正規定中「、通信指令室」を削る部分並びに「警察航空隊」を「鉄道警察隊及び警察航空隊」に改める部分、第14条第2項の改正規定中「通信指令室長」を「鉄道警察隊長」に改める部分、第15条の改正規定、第34条の改正規定、別表第1の(1)本部の課及び課の附置機関の内部組織の表地域課の款の改正規定、別表第1の(3)部の附置機関の内部組織の表の改正規定中鉄道警察隊の款を削る部分、別表第2の改正規定中鉄道警察隊の項を加える部分及び別表第5の改正規定は、平成9年3月24日から施行する。

附 則（平成9年5月16日奈良県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成9年5月16日から施行する。ただし、この訓令による改正後の別表第1の規定は、平成9年5月1日から適用する。

附 則（平成9年10月17日奈良県警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成9年10月17日から施行する。ただし、別表第5の10櫃原警察署の表の改正規定は、平成9年10月20日から施行する。

附 則（平成10年3月16日奈良県警察本部訓令第5号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成10年3月23日から施行する。ただし、別表第5の9田原本警察署の表の改正規定並びに別表第5の15中吉野警察署の表下湊交番の項、土田駐在所の項及び今木駐在所の項の改正規定は平成10年3月25日から、別表第5の15中吉野警察署の表北六田駐在所の項の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の日の前日に現に次の表の左欄に掲げる職にある者で、別に辞令を  
発せられないものは、この訓令の施行の日にそれぞれ同表の右欄に掲げる職を命ぜら  
れたものとする。

監察課課長補佐（監察第二担当）	監察課課長補佐（監察第三担当）
情報管理課課長補佐（情報管理第一担当）	情報管理課課長補佐（情報管理担当）
情報管理課課長補佐（情報管理第二担当）	情報管理課課長補佐（文書業務担当）

附 則（平成10年7月22日奈良県警察本部訓令第13号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成10年7月23日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の日の前日に現に少年課課長補佐（少年担当）の職にある者で、別  
に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の日に少年課課長補佐（少年第一担  
当）の職を命ぜられたものとする。

附 則（平成10年8月26日奈良県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成10年9月1日から施行する。

附 則（平成10年12月1日奈良県警察本部訓令第18号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成10年12月13日から施行する。

附 則（平成11年2月26日奈良県警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成11年3月1日から施行する。ただし、別表第5の2奈良西警察署の  
表富雄駅前交番の項及び富雄南駐在所の項の改正規定並びに同表の11高田警察署の表の  
改正規定は、平成11年3月4日から施行する。

附 則（平成11年3月24日奈良県警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成11年3月24日から施行する。

附 則（平成11年7月22日奈良県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成11年7月26日から施行する。

附 則（平成11年12月24日奈良県警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成12年2月4日奈良県警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成12年2月7日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成  
12年2月13日から施行する。

附 則（平成12年2月25日奈良県警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成12年2月28日から施行する。

附 則（平成12年 3 月10日奈良県警察本部訓令第 4 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成12年 3 月17日から施行する。ただし、別表第 1 の(1)本部の課及び課の附置機関の内部組織の表交通指導課の款の改正規定及び別表第 5 の 2 奈良西警察署の改正規定は、平成12年 3 月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の日の前日に現に次の表の左欄に掲げる職にある者で、別に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の日にそれぞれ同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

警務課車両整備工場長	警務課課長補佐（車両整備担当）
警備第二課課長補佐（右翼第一担当）	警備第二課課長補佐（第一担当）
警備第二課課長補佐（右翼第二担当）	警備第二課課長補佐（第二担当）
警備第二課課長補佐（警衛・警護担当）	警備第二課課長補佐（第三担当）
警備第二課課長補佐（警備実施担当）	警備第二課課長補佐（第四担当）

附 則（平成12年 3 月28日奈良県警察本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成12年 3 月28日から施行する。

附 則（平成12年 5 月 1 日奈良県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成12年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 6 月 5 日奈良県警察本部訓令第12号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成12年 6 月 5 日から施行する。

附 則（平成12年 9 月14日奈良県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成12年 9 月22日から施行する。

附 則（平成13年 3 月16日奈良県警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成13年 3 月26日から施行する。ただし、第 3 条第 5 項の改正規定、第 14条第 1 項及び第 2 項の改正規定、別表第 1 の(1)本部の課及び課の附置機関の内部組織の表総務課の部の改正規定、同表警務課の部の改正規定（企画法令の款、文書管理の款及び被害者対策の款に係る部分に限る。）、同表監察課の部監察第三の款の改正規定、同表情報管理課の部の次に県民サービス課の部を加える改正規定並びに別表第 2 の広報室の項を改める改正規定は、平成13年 3 月19日から施行する。

附 則（平成13年 7 月16日奈良県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成13年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 9 月21日奈良県警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成13年9月25日から施行する。

附 則（平成14年2月20日奈良県警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成14年2月22日から施行する。ただし、第3条別表第5の改正規定については、平成14年2月28日から施行する。

附 則（平成14年10月15日奈良県警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成14年10月15日から施行する。

附 則（平成14年12月6日奈良県警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成14年12月6日から施行する。

附 則（平成15年2月20日奈良県警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成15年2月25日から施行する。ただし、第1条別表第5の1奈良警察署の表の改正規定は、平成15年3月20日から、同条別表第5の8宇陀警察署の表中「菅野駐在所」を「御杖駐在所」に改める改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月1日奈良県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成15年9月10日奈良県警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成15年9月10日から施行する。

附 則（平成15年12月4日奈良県警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成15年12月8日から施行する。

附 則（平成16年3月23日奈良県警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成16年3月25日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、平成16年3月29日から施行する。

附 則（平成16年3月30日奈良県警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月13日奈良県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月17日奈良県警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成17年3月25日から施行する。ただし、別表第1の(1)本部の課及び課の附置機関の内部組織の表生活安全企画課の部の改正規定、同表少年課の部の改正規定、同表組織犯罪対策第一課の部の改正規定、同表運転免許課の部の改正規定、同表警備第一課の部の改正規定、別表第1の(3)部の附置機関の内部組織の表の改正規定及び別表第5の改正規定は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成17年3月24日奈良県警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成17年3月25日から施行する。

附 則（平成17年 3 月29日奈良県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 7 月 1 日奈良県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成17年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 9 月22日奈良県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成17年 9 月25日から施行する。

附 則（平成18年 1 月 1 日奈良県警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月20日奈良県警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成18年 3 月27日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の表ハイテク犯罪捜査指導官の項の改正規定及び別表第 1 の(1)本部の課及び課の附置機関の内部組織の表生活安全企画課の部の改正規定（ハイテク犯罪対策の款に係る部分に限る。）は、平成18年 3 月24日から、別表第 1 の(1)本部の課及び課の附置機関の内部組織の表捜査第一課の部盗犯の款の改正規定及び交通指導課の部駐車対策の款の改正規定、別表第 3 七課の部生駒郡山天理の款地域課の項の改正規定並びに別表第 5 の改正規定は、平成18年 3 月29日から施行する。

附 則（平成18年 3 月28日奈良県警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 9 月22日奈良県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成18年 9 月25日から施行する。ただし、別表第 5 の 2 奈良西警察署の表富雄南交番の項の改正規定は、平成18年12月 4 日から施行する。

附 則（平成19年 2 月23日奈良県警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成19年 3 月 5 日から施行する。ただし、第 3 条第 5 項の表の改正規定、別表第 1 の(1)本部の課及び課の附置機関の内部組織の表少年課の部の改正規定、同表組織犯罪対策第一課の部の改正規定、別表第 1 の(2)警察学校の内部組織の表の改正規定及び別表第 3 八課の部の改正規定（西和の款留置管理課の項に係る部分に限る。）は、平成19年 2 月28日から、別表第 1 の(1)本部の課及び課の附置機関の内部組織の表生活安全企画課の部の改正規定、同表生活環境課の部の改正規定及び別表第 4 生活安全課の項の改正規定は、平成19年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月28日奈良県警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日奈良県警察本部訓令第11号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成19年6月1日奈良県警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年7月13日奈良県警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成19年7月13日から施行する。

附 則（平成19年7月24日奈良県警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成19年7月24日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成19年10月31日奈良県警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20年1月18日奈良県警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成20年1月18日から施行する。

附 則（平成20年3月7日奈良県警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成20年3月10日から施行する。

附 則（平成20年3月21日奈良県警察本部訓令第13号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年3月25日から施行する。ただし、別表第3八課の部の改正規定及び別表第5の改正規定は、平成20年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日に現に次の表の左欄に掲げる職にある者で、別に辞令を發せられないものは、この訓令の施行の日にそれぞれ同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

少年事件捜査指導官	少年事件指導官
会計課課長補佐（監査第二担当）	会計課監査室室長補佐（監査第二担当）
地域課課長補佐（指導担当）	地域課地域指導室室長補佐（指導担当）
少年課課長補佐（少年サポート担当）	少年課少年サポートセンター所長補佐（少年サポート担当）
捜査第一課課長補佐（調査担当）	捜査第一課課長補佐（調査第一担当）

附 則（平成20年11月28日奈良県警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年12月16日奈良県警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成20年12月18日から施行する。

附 則（平成21年 3 月23日奈良県警察本部訓令第 1 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成21年 3 月27日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日の前日に現に県民サービス課課長補佐（被害者対策担当）の職にある者で、別に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の日に県民サービス課課長補佐（犯罪被害者支援担当）の職を命ぜられたものとする。

附 則（平成21年 5 月22日奈良県警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成21年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 2 月22日奈良県警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成22年 3 月 4 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月16日奈良県警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成22年 3 月16日から施行する。ただし、別表第 5 の改正規定は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 2 月15日奈良県警察本部訓令第 1 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年 2 月22日から施行する。ただし、別表第 3 及び別表第 5 の改正規定は、平成23年 2 月25日から施行する。

（奈良県警察官の服制に関する訓令の一部改正）

2 奈良県警察官の服制に関する訓令（平成 2 年12月奈良県警察本部訓令第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成23年 3 月18日奈良県警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成23年 3 月19日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日奈良県警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 6 月24日奈良県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成23年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月 9 日奈良県警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成24年 3 月26日から施行する。ただし、別表第 5 の改正規定は、平成24年 3 月28日から施行する。



附 則（平成24年 7 月 6 日奈良県警察本部訓令第11号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成24年10月25日奈良県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成24年11月 1 日から施行する。

附 則（平成24年12月28日奈良県警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成25年 1 月15日から施行する。

附 則（平成25年 3 月 8 日奈良県警察本部訓令第 5 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成25年 3 月25日から施行する。ただし、別表第 1 の(1)本部の課及び課の附置機関の内部組織の表交通指導課の部及び別表第 1 の(2)警察学校の内部組織の表の改正規定は、平成25年 3 月15日から、同表県民サービス課の部情報公開・個人情報保護の款の改正規定、同表生活安全企画課の部犯罪抑止対策室の款防犯対策の項の改正規定、同表運転免許課の部免許の款の改正規定及び別表第 3 の改正規定（同表十三課の部の次に次のように加える部分のうち九課の部橿原の款留置管理課の項及び高田の款留置管理課の項並びに同表六課一係の部宇陀の款の次に次のように加える部分のうち警務課の項に係る部分を除く。）は、平成25年 3 月27日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の日の前日に現に次の表の左欄に掲げる職にある者で、別に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の日にそれぞれ同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

県民サービス課課長補佐（犯罪被害者支援担当）	県民サービス課犯罪被害者支援室室長補佐（犯罪被害者支援担当）
生活安全企画課課長補佐（ストーカー対策担当）	生活安全企画課子ども・女性安全対策室室長補佐（ストーカー対策担当）
捜査第一課課長補佐（事件担当）	捜査第一課課長補佐（企画指導担当）
捜査第二課課長補佐（知能第一担当）	捜査第二課課長補佐（企画分析担当）
捜査第二課課長補佐（知能第二担当）	捜査第二課課長補佐（知能犯捜査担当）
鑑識課課長補佐（指導担当）	鑑識課課長補佐（企画指導担当）
交通指導課課長補佐（交通捜査担当）	交通指導課課長補佐（交通捜査第一担当）

交通指導課課長補佐（指導第一担当）	交通指導課課長補佐（指導取締担当）
交通指導課課長補佐（暴走族対策担当）	交通指導課課長補佐（交通捜査第二担当）
警察学校校長補佐（教務第一担当）	警察学校校長補佐（教務担当）

附 則（平成25年5月31日奈良県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成25年7月8日奈良県警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成25年9月17日奈良県警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成25年9月20日から施行する。

附 則（平成25年12月24日奈良県警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年2月21日奈良県警察本部訓令第3号）

（施行期日）

- この訓令は、平成26年3月4日から施行する。ただし、別表第3の改正規定及び別表第5の改正規定は、平成26年3月3日から施行する。

（経過措置）

- 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に次の表の左欄に掲げる警察署の警部以上の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる職にある者は、別に辞令を発せられない限り、同規定の施行の日をもって同表の右欄に掲げる警察署に勤務を命ぜられ、それぞれの職を命ぜられたものとみなす。

天理警察署	天理警察署
田原本警察署	
桜井警察署	桜井警察署
宇陀警察署	
吉野警察署	吉野警察署
中吉野警察署	

- 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に前項の表の左欄に掲げる警察署に勤務を命ぜられている警部補以下の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる職にある者は、別に辞令を発せられない限り、同規定の施行の日をもって同表の右欄に掲げる警察署に勤務を命ぜられたものとみなす。

附 則（平成26年3月18日奈良県警察本部訓令第9号）

（施行期日）

- この訓令は、平成26年3月27日から施行する。ただし、第29条の次に1条を加える

改正規定、別表第1の(1)本部の課及び課の附置機関の内部組織の表会計課の部監査室の款、情報管理課の部、生活安全企画課の部企画の款及び地域課の部警察航空隊の款の改正規定、同表捜査第一課の部の改正規定（強行第三の款に係る部分に限る。）、同表捜査第二課の部の改正規定（企画分析の款に係る部分に限る。）、同表警備第一課の部及び警備第二課の部の改正規定並びに別表第3五條の部の改正規定は、平成26年3月25日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に次の表の左欄に掲げる職にある者は、別に辞令を発せられない限り、同規定の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

会計課監査室室長補佐（監査第二担当）	会計課監査室室長補佐（監査担当）
情報管理課課長補佐（企画・指導担当）	情報管理課課長補佐（企画指導担当）
生活安全企画課課長補佐（企画担当）	生活安全企画課課長補佐（企画指導担当）
捜査第二課課長補佐（企画分析担当）	捜査第二課課長補佐（企画指導担当）
警備第一課課長補佐（第一担当）	警備第一課課長補佐（情報第一担当）
警備第一課課長補佐（第二担当）	警備第一課課長補佐（外事担当）
警備第一課課長補佐（第三担当）	警備第一課課長補佐（事件担当）
警備第一課課長補佐（第四担当）	警備第一課課長補佐（情報第二担当）
警備第一課課長補佐（第五担当）	警備第一課課長補佐（情報第三担当）
警備第一課課長補佐（第六担当）	警備第一課課長補佐（情報第四担当）
警備第二課課長補佐（第一担当）	警備第二課課長補佐（事件担当）
警備第二課課長補佐（第二担当）	警備第二課課長補佐（警衛・警護担当）
警備第二課課長補佐（第三担当）	警備第二課課長補佐（実施・災害・国民保護担当）

附 則（平成26年4月1日奈良県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月13日奈良県警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成27年2月20日から施行する。ただし、別表第5の6天理警察署の表の改正規定は、同年2月18日から、別表第1の(1)本部の課及び課の附置機関の内部組織の表組織犯罪対策第一課の部の改正規定（情報の項に係る部分に限る。）、同表組織犯罪対策第二課の部の改正規定（暴排調査の項、暴排の項及び行政命令の項に係る部分に限る。）並びに別表第1の(3)部の附置機関の内部組織の表交通機動隊の部の改正規定は、同年2月27日から施行する。

附 則（平成27年6月2日奈良県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成27年6月6日から施行する。

附 則（平成27年7月13日奈良県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成27年7月15日から施行する。

附 則（平成28年2月19日奈良県警察本部訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年2月26日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第5の改正規定 公布の日

(2) 別表第1の(1)本部の課及び課の附置機関の内部組織の表捜査第一課の部の改正規定、同表捜査第二課の部の改正規定及び同表運転免許課の部の改正規定平成28年2月29日

（経過措置）

2 この訓令施行の際現に子供・女性・高齢者安全対策課に勤務を命ぜられている警部補以下の階級にある警察官は、別に辞令を発せられない限り、この訓令の施行の日をもって人身安全対策課に勤務を命ぜられたものとみなす。

附 則（平成28年10月13日奈良県警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成28年10月14日から施行する。

附 則（平成28年10月17日奈良県警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年3月15日奈良県警察本部訓令第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年3月24日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられている警部補以下の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる職にある者は、別に辞令を発せられない限り、この訓令の施行の日をもって同表の右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとみなす。

総合企画課	警務課
組織犯罪対策第一課	組織犯罪対策課
組織犯罪対策第二課	

附 則（平成29年3月21日奈良県警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月18日奈良県警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成29年8月19日から施行する。

附 則（平成29年12月25日奈良県警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条、第6条、第8条、第14条、第14条の2、第15条、第16条、第18条、第20条、第45条関係）

[本表改正・平4本部訓令18・平5本部訓令4・本部訓令22・平6本部訓令2  
 ・本部訓令20・平7本部訓令2・本部訓令6・本部訓令10・本部訓令28・平8  
 本部訓令4・本部訓令11・平9本部訓令3・本部訓令9・平10本部訓令5・本  
 部訓令13・平11本部訓令3・本部訓令7・本部訓令15・平12本部訓令1・本部  
 訓令4・本部訓令11・本部訓令12・本部訓令15・平13本部訓令1・平14本部訓  
 令5・平15本部訓令5・平16本部訓令4・本部訓令7・本部訓令14・平17本部  
 訓令3・本部訓令7・平18本部訓令3・本部訓令6・平19本部訓令3・本部訓  
 令18・本部訓令20・本部訓令24・平20本部訓令2・本部訓令13・本部訓令25・  
 本部訓令27・平21本部訓令1・平22本部訓令3・平23本部訓令1・平26本部訓  
 令3・平26本部訓令12・平26本部訓令13・平27本部訓令2・平27本部訓令11・  
 平28本部訓令2・平28本部訓令21・平29本部訓令3]

(1) 本部の課及び課の附置機関の内部組織

課名	課の附置機関名	担当	係名	分掌事務
総務課	総務		総務	1  本部長の秘書に関すること。 2  警察部内の主要行事の調整に関すること。 3  本部長会議、部長会議、部課長会議及び署長会議に関すること。 4  公印（公安委員会に係るものを除く。）の管理に関すること。 5  県議会その他関係機関との連絡調整に関すること。 6  課内の他の係に属さない事項に関すること。
	公安委員会事務局	公安委員会	公安委員会	1  公安委員会の庶務に関すること。 2  公安委員会の文書及び公印の管理に關す

	務担当室		ること。 3 公安委員会に対する苦情に関すること。 4 公安委員会が行う監察に関する指示に係る事項の履行状況の点検の補助に関すること。
	取調べ監督室	取調べ監督	1 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
会計課	予算	予算	1 県費予算の編成及び要求に関すること。 2 県費予算の執行計画、令達及び内示に関すること。 3 補助金の交付申請に関すること。 4 県費の決算に関すること。
	出納	国費	1 資産前渡官吏の事務に関すること。 2 債権管理事務及び歳入徴収官の事務に関すること。 3 支出官及び支出負担行為担当官の事務に関すること。 4 交通反則金徴収事務に関すること。 5 国費の出納及び決算に関すること。 6 その他国費に関すること。
		県費	1 県費の出納に関すること。 2 収入支出証拠書類及び資金前渡精算書の審査に関すること（警察本部の所属に係るものに限る。）。
	調度	調度	1 物品の調度に関すること。 2 物品の契約及び検収に関すること。 3 物品及び倉庫の管理に関すること。
	管財第一	管財第一	1 施設の整備に係る調査、研究及び企画に関すること。 2 財産の取得、処分及び管理に関すること。 3 施設関係予算に関すること（営繕係に属するものを除く。）。

			4 公舎、職員住宅及び待機宿舎に関する こと。
	管財第二	管財第二	交通安全施設予算の執行に関する こと。
	営繕	営繕	1 営繕工事の設計及び執行に関する こと。 2 施設の整備、保全及び維持に関する こと。 3 営繕工事に係る予算に関する こと。
監査室	監査第一	監査第一	1 会計事務の調査、研究、企画及び教養に 関すること。 2 会計事務の監査及び指導に関する こと（監査第二係に係るものを除く。）。 3 遺失物等に関すること（奈良県警察にお ける遺失物等の取扱いに関する訓令（平 成19年12月奈良県警察本部訓令第26号） に基づき、警察本部の施設を管轄する警 察署長の指揮監督を受けて行う遺失物等 の取扱いに関する事務を含む。）。 4 課内の他の係に属さない事項に関する こと。
	監査第二	監査第二	1 検査及び監査の立会いに関する こと。 2 会計経理の部内監査に関する こと。 3 収入支出証拠書類及び資金前渡精算書の 審査に関すること（警察署に係るものに 限る。）。
警務課	庶務	庶務	1 部及び部内の他の所属（留置管理課を除 く。）の庶務に関する こと。 2 警察本部の当直勤務に関する こと。 3 警察庁舎の警戒に関する こと。 4 他の部及び部内の他の所属並びに課内の 他の係に属さない事項に関する こと。
	企画第一	企画第一	1 警察運営の総合調整に関する こと（サイバーセキュリティ対策係に係るものを除 く。）。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>2 警察行政の調査、研究及び企画に関する こと（企画第二係及びサイバーセキュリ ティ対策係に係るものを除く。）。</li> <li>3 管轄区域に関すること。</li> <li>4 提案制度に関すること。</li> </ul>
企画第二	企画第二	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察行政の調査、研究及び企画に関する こと（県政に係るものに限る。）。</li> <li>2 勤務制度に関すること。</li> </ul>
サイバーセキュ リティ対策	サイバーセキュ リティ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 サイバー空間の脅威に関する対策に係る 調査、研究、企画及び総合調整に関する こと。</li> </ul>
人事	人事第一	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 人事に関する調査、研究及び企画に関す ること。</li> <li>2 人事及び定員配置に関すること。</li> <li>3 組織に関すること。</li> <li>4 人事評価に関すること。</li> <li>5 昇任試験及び選考昇任に関すること。</li> <li>6 職員の服務（勤務制度を除く。）に関す ること。</li> <li>7 人事記録の整備保管に関すること。</li> </ul>
	人事第二	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 職員の採用に関すること。</li> <li>2 増員要求に関すること。</li> </ul>
法制	法制	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 条例、規則及び訓令案並びに重要文書の 審査に関すること。</li> <li>2 警察報及び法令集の編集並びに奈良県公 報の登載に関すること。</li> </ul>
給与	給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 給与に関する調査、研究及び企画に関す ること。</li> <li>2 初任給、昇給及び昇格に関すること。</li> <li>3 地方警務官の給与に関すること。</li> <li>4 扶養手当、住居手当、児童手当及び单身 赴任手当の認定に関すること。</li> <li>5 退職手当に関すること。</li> </ul>



			6 公務災害補償に関すること。
	装備	装備	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察装備の調査、研究及び企画に関すること。</li> <li>2 給貸与品及び装備資機材の調達並びに配分に関すること。</li> <li>3 服制及び服装に関すること。</li> <li>4 身分証明書に関すること。</li> <li>5 警察手帳及びけん銃に関すること。</li> <li>6 車両の維持管理に関すること。</li> <li>7 本部車庫の駐車管理に関すること。</li> </ul>
		有線通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 有線通信（県内電報を除く。）の使用管理に関すること。</li> <li>2 有線電話の統制に関すること。</li> <li>3 有線電話の交換業務に関すること。</li> </ul>
	車両整備	車両整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 車両整備に関すること。</li> <li>2 車両整備工場の維持管理に関すること。</li> </ul>
留置管理課		庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課内の庶務に関すること。</li> <li>2 課内の他の係に属さない事項に関すること。</li> </ul>
	企画指導	企画指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 留置施設の管理に関すること。</li> <li>2 被留置者の処遇に関すること。</li> <li>3 留置施設に関する調査、研究、指導及び企画に関すること。</li> </ul>
	護送	護送第一 護送第二	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被留置者の護送に関すること。</li> </ul>
監察課	監察第一	監察第一	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 特命事項に関すること。</li> </ul>
	監察第二	監察第二	
	監察第三	監察第三	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 懲戒に関すること。</li> <li>2 職員のサービスの監察及び規律の保持に関すること。</li> <li>3 業務監察に関すること。</li> <li>4 特命事項に関すること。</li> <li>5 課内の他の係に属さない事項に関すること。</li> </ul>

			と。
	監察第四	表彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 表彰に関する事。</li> <li>2 叙位、叙勲及び特別ほう賞の上申に関する事。</li> <li>3 特命事項に関する事。</li> </ul>
		訟務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 訟務に関する事。</li> <li>2 公務執行に伴う被害補償に関する事。</li> <li>3 特命事項に関する事。</li> </ul>
情報管理課	企画指導	企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察情報管理システム等の調査、研究及び企画に関する事。</li> <li>2 事務能率の増進に関する事。</li> <li>3 課内の他の係に属さない事項に関する事。</li> </ul>
		指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察情報管理システム等の指導及び教養に関する事。</li> <li>2 警察情報管理システム等の監査に関する事。</li> </ul>
	電算	電算	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察情報管理システム（免許系システムに係るものに限る。）のシステム設計及び維持管理に関する事。</li> <li>2 警察情報管理システムの運用に関する事（照会センター及び他の所属の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>3 警察WANシステム等の運用に関する事。</li> <li>4 警察庁電子計算機による一括処理業務に係るデータの送受信に関する事。</li> <li>5 警察統計（犯罪統計及び交通統計を除く。）に関する事。</li> </ul>
		システム開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察情報管理システム（免許系システムに係るものを除く。）のシステム設計及び維持管理に関する事（他の所属の所掌に属するものを除く。）。</li> </ul>

			2 警察WANシステム等のシステム設計及び維持管理に関すること。
		技術支援	1 犯罪の取締りのための情報通信の技術に関する支援に関すること。
		文書業務	1 文書の印刷に関すること。 2 文書の接受、発送及び遞送に関すること。
	照会センター	照会第一	1 犯罪捜査に係る照会等の集中業務に関すること。
		照会第二	
		照会第三	
県民サービス課	広報・広聴	広報・広聴第一	1 広報・広聴活動の企画、調査、研究及び連絡調整に関すること。 2 報道機関に対する発表及び連絡に関すること。 3 警察署協議会に関すること。 4 施設等の見学に関すること。 5 課内の他の係に属さない事項に関すること。
		広報・広聴第二	1 音楽隊に関すること。
	苦情・相談	苦情・相談	1 県民の苦情（公安委員会に対するものを除く。）及び相談（他の所属が電話等により直接受理するものを除く。）に関すること。 2 陳情及び請願に関すること。
	情報公開・個人情報保護	情報公開・個人情報保護	1 情報公開に関すること。 2 警察情報の提供（他の所属の所掌に属するものを除く。）に関すること。 3 個人情報の保護に関すること。
		文書管理	1 文書管理に関すること。
	犯罪被害者支援室	犯罪被害者支援	犯罪被害者支援第一
犯罪被害者支援第二			

			<p>付に関する事。</p> <p>3 犯罪被害者等給付金に関する事。</p> <p>4 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関する事。</p> <p>5 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。</p>
教養課	教養企画	学校教養	<p>1 学校教養の調査、研究及び企画に関する事。</p> <p>2 学校教養計画に関する事。</p> <p>3 学生の入校に関する事。</p> <p>4 課内の他の係に属さない事項に関する事。</p>
		職場教養	<p>1 職場教養の調査、研究及び企画に関する事。</p> <p>2 講習及び巡回教養の計画及び実施に関する事。</p> <p>3 教養資料の作成及び発行に関する事。</p> <p>4 市民応接の教養に関する事。</p> <p>5 機関誌の編集及び発行に関する事。</p>
術科指導室	術科指導	術科指導第一	<p>1 術科訓練の調査、研究及び企画に関する事。</p> <p>2 合同訓練、特別訓練、術科競技会等の計画及び実施に関する事。</p> <p>3 点検、礼式及び教練に関する事。</p> <p>4 けん銃操法の指導及び検定に関する事。</p> <p>5 特命事項に関する事。</p>
		術科指導第二	<p>1 柔道及び剣道の指導及び審査に関する事。</p> <p>2 逮捕術、救急法（水上安全法を含む。）</p>

			及び体育の指導及び検定に関すること。 3 錬成館の運用に関すること。 4 特命事項に関すること。
厚生課	共済		共済第一 1 共済組合の事業計画に関すること。 2 短期給付に関すること。 3 長期給付に関すること。 4 恩給に関すること。 5 その他共済事業に関すること。
			共済第二 1 保健福祉事業に関すること。 2 貸付福祉事業に関すること。 3 物資のあっせんに関すること。
	福利厚生		福利厚生 1 生活相談に関すること。 2 職員の生涯生活設計に関すること。 3 奈良県警察互助会に関すること。 4 その他福利厚生事業に関すること。 5 課内の他の係に属さない事項に関すること。
	健康管理推進室	健康管理	健康管理 1 職員の健康管理に関すること。 2 安全衛生及び職場環境の整備に関すること。
生活安全企画課	庶務		庶務 1 部並びに生活安全企画課、人身安全対策課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の庶務に関すること。 2 部内の他の所属及び課内の他の係に属さない事項に関すること。
	企画指導		企画指導 1 生活安全警察等の調査、研究、指導及び企画に関すること。
	犯罪抑止対策室	防犯対策	防犯対策 1 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務一般に関すること。 2 生活安全関係の機関及び団体との連絡調整に関すること。 3 安全やまとまちづくり推進事業に係る警

			<p>察諸対策の企画、調整及び推進に関する こと。</p> <p>4 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）の施行に関する こと。</p> <p>5 自転車の安全利用の促進及び自転車等の 駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項の規定に 基づく自転車の防犯登録に関する こと。</p>
		文化財	1 文化財に対する防犯に関する こと。
	犯罪抑 止対策	犯罪抑止対策	<p>1 犯罪抑止総合対策に関する こと。</p> <p>2 犯罪情勢の分析に関する こと。</p>
許認可 審査室	許認可	営業	<p>1 古物営業法（昭和24年法律第108号）、 質屋営業法（昭和25年法律第158号）、警 備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵 業の業務の適正化に関する法律（平成18 年法律第60号）の施行に関する こと（生活環境課の所掌に属するものを除 く。）。</p> <p>2 奈良県金属くず営業条例（昭和32年4月 奈良県条例第20号）の施行に関する こと（生活環境課の所掌に属するものを除 く。）。</p>
		風俗	<p>1 風俗営業等の規則及び業務の適正化等 に関する法律（昭和23年法律第122号）の 施行に関する こと（少年課及び生活環境課の所掌に属 するものを除く。）。</p> <p>2 インターネット異性紹介事業を利用して 児童を誘引する行為の規制等に関する法 律（平成15年法律第83号）に規定する届 出の受理、指示、事業の停止命令等に関 する こと。</p>
		保安	1 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律

			<p>第6号) 及び火薬類取締法 (昭和25年法律第149号) の施行に関すること (生活環境課及び組織犯罪対策第一課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>2 高圧ガスその他の危険物に係る届出、通報の受理等に関すること。</p> <p>3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号)、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (昭和32年法律第167号)、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 (平成7年法律第65号) 及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) の施行に関すること (生活環境課及び警備第二課の所掌に属するものを除く。)</p>
人身安全対策課	企画	企画	<p>1 所管犯罪に係る調査、研究及び企画に関すること (ストーカー等犯罪対策第四係に係るものを除く。)</p> <p>2 所管犯罪対策の推進に係る関係機関、団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>3 課内の他の係に属さない事項に関すること。</p>
		先制・予防	<p>1 子どもを犯罪の被害から守る条例 (平成17年奈良県条例第9号) の施行に関すること (ストーカー等犯罪対策第一係、ストーカー等犯罪対策第二係及びストーカー等犯罪対策第三係に係るものを除く。)</p> <p>2 子供及び女性を対象とする性犯罪等の前兆事案に係る情報の収集及び分析並びに情報発信に関すること。</p>

	保護対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 酩酊者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。</li> <li>2 保護観察所から協力依頼のあった所在不明の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関すること。</li> <li>3 高齢者・障害者虐待に関すること（犯罪の取締りに係るものを除く。）。</li> <li>4 自殺統計に関すること。</li> </ul>
指導	指導	1 所管犯罪に係る指導に関すること。
ストーカー等犯罪対策	ストーカー等犯罪対策第一	1 警察署における人身安全関連事案に係る措置（捜査を含む。）の支援に関すること。
	ストーカー等犯罪対策第二	
	ストーカー等犯罪対策第三	
	ストーカー等犯罪対策第四	2 特命事項に関すること。
		1 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること（指導係に係るものを除く。）。
		2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること（指導係に係るものを除く。）。
		3 特命事項に関すること。
地域課	庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域課及び通信指令課の庶務に関すること。</li> <li>2 課内の他の係に属さない事項に関すること。</li> </ul>
	企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域警察の調査、研究、指導及び企画に関すること。</li> <li>2 交番等の設置及び統廃合に関すること。</li> <li>3 警ら用無線自動車の運用に関する調査、研究、指導及び企画に関すること。</li> <li>4 列車その他交通機関の警乗に関するこ</li> </ul>



			と。 5 重要文化財、銀行券等の輸送警備に関する こと。 6 水難、山岳遭難その他の事故における人 命救助及びこれらの事故の防止（他の所 属の所掌に属するものを除く。）に関す ること。 7 鉄道警察隊及び警察航空隊の運用に関す ること。 8 自動車警ら隊の運用に関すること。
地 域 指 導 室	指 導	指 導 第 一	1 地域警察活動の指導に関すること。
		指 導 第 二	2 地域警察官の育成及び指導に関するこ と。 3 雑踏警備に関すること。
鉄 道 警 察 隊		第 一	1 隊の活動計画等に関すること。 2 車両及び装備資機材の管理に関するこ と。 3 鉄道施設における警ら活動に関するこ と。 4 重要な鉄道施設の警戒警備に関するこ と。 5 鉄道施設における雑踏警備に関するこ と。 6 列車警乗の実施に関すること。 7 列車による銀行券等の輸送の警備に関す ること。 8 列車による危険物の輸送の取締りに関す ること。 9 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事 故の防止に関すること。 10 特命事項に関すること。
		第 二	1 鉄道施設における警ら活動に関するこ と。

			<ul style="list-style-type: none"> <li>2 重要な鉄道施設の警戒警備に関する事 と。</li> <li>3 鉄道施設における雑踏警備に関する事 と。</li> <li>4 列車警乗の実施に関する事。</li> <li>5 列車による銀行券等の輸送の警備に関す ること。</li> <li>6 列車による危険物の輸送の取締りに関す ること。</li> <li>7 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事 故の防止に関する事。</li> <li>8 特命事項に関する事。</li> </ul>
警察航 空隊	飛行	管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 隊の施設の維持管理に関する事。</li> <li>2 航空機の運用に関する事。</li> </ul>
		飛行	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 航空機の管理に関する事。</li> <li>2 航空機の運航に関する事。</li> </ul>
	整備	整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 航空機の整備に関する事。</li> </ul>
通信指 令課	企画管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 通信指令業務、緊急配備等の調査、研究 及び企画に関する事。</li> <li>2 通信指令業務の統計及び資料に関する事 と。</li> <li>3 通信指令システムの整備に関する事。</li> <li>4 無線通信の運用に関する事。</li> <li>5 通信関係機関との連絡に関する事。</li> <li>6 課内の他の係に属さない事項に関する事 と。</li> </ul>
	指令第一	指令第一	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察通報用電話（110番）の受理及び処 理に関する事。</li> <li>2 無線電話の指令に関する事。</li> <li>3 緊急配備の実施に関する事。</li> <li>4 無線通信の統制に関する事。</li> <li>5 県内電報の取扱いに関する事。</li> <li>6 非常通報の受信及び処理に関する事。</li> </ul>
	指令第二	指令第二	
	指令第三	指令第三	

少年課	企画指導		企画指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管犯罪に係る調査、研究、指導及び企画に関すること。</li> <li>2 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の施行に関すること（生活安全企画課の所掌に属するもの及び少年事件特別捜査隊に係るものを除く。）。</li> <li>3 課内の他の係に属さない事項に関すること。</li> </ul>	
	児童虐待対策		児童虐待対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 要保護少年の保護に関すること。</li> <li>2 児童虐待に関すること（犯罪の取締りに関するものを除く。）。</li> <li>3 児童相談所その他関係機関の連絡調整に関すること。</li> </ul>	
	少年事件特別捜査隊	少年事件第一		少年事件第三	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 非行少年に係る事件の捜査及び調査に関すること。</li> <li>2 少年の福祉を害する犯罪の捜査に関すること。</li> <li>3 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に規定する犯罪の捜査に関すること。</li> <li>4 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。</li> </ul>
		少年事件第二			
少年事件第三					
少年サポートセンター	育成	育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 少年非行防止及び少年健全育成に関する調査、研究及び企画に関すること。</li> <li>2 少年関係機関、団体等との連絡調整に関すること。</li> <li>3 奈良県少年補導に関する条例（平成18年3月奈良県条例第57号）の施行に関すること。</li> <li>4 少年指導委員等少年関係ボランティアの指導及び育成に関すること。</li> </ul>		
	少年サ	少年サポート第	1 少年補導に関すること。		

		ポ一ト	一	
		少年サポート第 二		<ul style="list-style-type: none"> <li>2 少年相談に関すること。</li> <li>3 非行少年等の資質調査及び継続補導に関すること。</li> <li>4 被害少年の保護及び支援に関すること（児童虐待対策係に係るものを除く。）。</li> <li>5 少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第28条及び少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号）第1条の規定に基づく調査に関すること。</li> <li>6 少年をめぐる有害な環境の浄化に関すること。</li> <li>7 少年の規範意識の啓発に関すること。</li> <li>8 少年に対する防犯指導に関すること。</li> </ul>
生活環境課	企画指導		企画指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管犯罪に係る調査、研究、指導及び企画に関すること。</li> <li>2 所管犯罪対策の推進に係る関係機関、団体等との連絡調整に関すること。</li> <li>3 所管犯罪の取締りに関すること。</li> <li>4 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和39年4月奈良県条例第5号）の施行に関すること。</li> <li>5 課内の他の係に属さない事項に関すること。</li> </ul>
	特捜第一		特捜第一	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 生活経済関係事犯及び高圧ガスその他の危険物関係事犯の捜査に関すること。</li> <li>2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する</li> </ul>

			<p>る法律及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する犯罪の捜査に関すること。</p> <p>3 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法に規定する犯罪の捜査に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>4 特命事項の捜査に関すること。</p>
	特捜第二	特捜第二	<p>1 公害関係事犯（交通公害事犯を除く。）その他の環境関係事犯及び薬事、医事その他の保健衛生関係事犯の捜査に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 特命事項の捜査に関すること。</p>
	特捜第三	特捜第三	<p>1 風俗関係事犯及び雇用関係事犯の捜査に関すること。</p> <p>2 古物営業法、質屋営業法、警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に規定する犯罪の捜査に関すること。</p> <p>3 奈良県金属くず営業条例に規定する犯罪の捜査に関すること。</p> <p>4 特命事項の捜査に関すること。</p>
サイバ ー犯罪 対策課	サイバー犯罪対 策	サイバー犯罪対 策	<p>1 サイバー犯罪に係る調査、研究、指導及び企画に関すること。</p> <p>2 サイバー犯罪対策の推進に係る関係機関、団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>3 サイバー犯罪の情報及び資料に関すること。</p> <p>4 サイバー犯罪の取締りに関すること。</p> <p>5 課内の他の係に属さない事項に関すること。</p>
	サイバー犯罪捜	サイバー犯罪捜 査第一	<p>1 サイバー犯罪の捜査に関すること。</p>

	査	サイバー犯罪捜査第二	2 特命事項の捜査に関すること。		
刑事企画課	庶務		1 部並びに刑事企画課、捜査支援分析課、捜査第一課及び鑑識課の庶務に関すること。 2 部内の他の所属及び課内の他の係に属さない事項に関すること。		
	企画		企画第一	1 刑事警察の管理及び運営に関すること。	
			企画第二	2 刑事警察の調査、研究、企画及び技術開発に関すること。 3 機動捜査隊の運用に関すること。 4 部内の連絡及び調整に関すること。	
			共助	1 捜査共助に関すること。 2 指名手配に関すること。	
	刑事指導室	指導		指導第一	1 捜査運営の指導に関すること。
				指導第二	2 刑事警察法令の解釈及び運用に関すること。 3 証拠物件の取扱い及び保管の指導に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
		公判・研修		1 刑事公判対策に関すること。 2 捜査実務研修に関すること。	
	捜査支援分析課	企画		企画	1 捜査支援及び犯罪捜査のための情報分析に係る調査、研究及び企画に関すること。 2 課内の他の係に属さない事項に関すること。
				国際連絡	1 国際捜査共助に関すること。 2 通訳人の確保及び運用に関すること。
捜査支援		捜査支援	1 捜査支援に関すること。		
		手口	1 犯罪手口捜査に関すること。 2 手口資料の整備及び保管に関すること。 3 盗品等捜査に関すること。		

		統計	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪統計事務の指導に関すること。</li> <li>2 犯罪統計原票の作成、審査及び分析に関すること。</li> <li>3 犯罪統計の利用に関する調査及び分析に関すること。</li> </ul>
	情報分析	情報分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪捜査のために必要な情報の収集、整理、分析等に関すること（犯罪収益解明係に係るものを除く。）。</li> </ul>
		犯罪収益解明	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に規定する疑わしい取引に関する情報の分析等に関すること。</li> <li>2 犯罪収益移転防止法に規定する特定事業者に対する調査に関すること。</li> <li>3 その他犯罪収益移転防止法の施行に関すること。</li> </ul>
捜査第一課	企画指導	企画指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管犯罪に係る調査、研究、指導及び企画に関すること（人身安全関連事案捜査指導係及び性犯罪捜査指導係に係るものを除く。）。</li> <li>2 広域捜査に関すること。</li> <li>3 課内の他の係に属さない事項に関すること。</li> </ul>
		人身安全関連事案捜査指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 人身安全関連事案の捜査の指導に関すること（性犯罪捜査指導係に係るものを除く。）。</li> </ul>
		性犯罪捜査指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 性犯罪捜査の指導に関すること。</li> </ul>
	強行第一	強行第一	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 凶悪犯の捜査に関すること。</li> </ul>
		強行第二	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 粗暴犯の捜査に関すること。</li> <li>3 他の所属の主管に属しない刑事犯罪の捜査に関すること。</li> </ul>
	強行第二	強行第三	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 凶悪犯の捜査に関すること。</li> </ul>

		強行第四	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 粗暴犯の捜査に関すること。</li> <li>3 他の所属の主管に属しない刑事犯罪の捜査に関すること。</li> </ul>
特殊犯		特殊犯第一	1 人質立てこもり事件、身代金目的誘拐事件、現場設定を伴う企業恐喝事件等の捜査に関すること。
		特殊犯第二	
		科学捜査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ガス爆発、航空機事故、列車事故、火災等の業務上過失事件の捜査に関すること。</li> <li>2 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）違反に係る犯罪の捜査に関すること。</li> </ul>
盗犯		盗犯第一	1 盗犯の捜査に関すること（広域盗犯第一係及び広域盗犯第二係に係るものを除く。）。
		盗犯第二	
		盗犯第三	
		広域盗犯第一	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 複数の都道府県にわたる盗犯の捜査に関すること。</li> <li>2 移動警察に関すること。</li> </ul>
		広域盗犯第二	
検視官室	検視第一	検視第一	1 検視に関すること。
	検視第二	検視第二	2 死因の調査及び研究に関すること。
	検視第三	検視第三	
	検視第四	検視第四	
捜査第二課		庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課内の庶務に関すること。</li> <li>2 課内の他の係に属さない事項に関すること。</li> </ul>
	企画指導	企画指導	1 所管犯罪に係る調査、研究、指導及び企画に関すること。
		情報	1 所管犯罪に関する情報の収集、整理、分析等に関すること。



	知能犯捜査	知能・選挙第一	1 知能犯罪の捜査に関すること（広域知能犯第一係、広域知能犯第二係、広域知能犯第三係及び広域知能犯第四係に係るものを除く。）。 2 選挙犯罪の捜査に関すること。 3 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関すること。
		知能・選挙第二	
	広域知能犯第一 広域知能犯第二 広域知能犯第三 広域知能犯第四	広域知能犯第一	1 複数の都道府県にわたる知能犯罪の捜査に関すること。
		広域知能犯第二	
		広域知能犯第三	
		広域知能犯第四	
	告訴事件指導	告訴事件指導第一	1 告訴・告発の受理及び処理に関する指導及び調整に関すること。 2 告訴・告発事件の処理に関すること。
		告訴事件指導第二	
	特捜第一	特捜第一	1 贈収賄犯罪の捜査に関すること。 2 特命事項の捜査に関すること。
		特捜第二	
特捜第三			
特捜第二	特捜第四		
	特捜第五		
	特捜第六		
組織犯罪対策課		庶務	1 課内の庶務に関すること。 2 課内の他の係に属さない事項に関すること。
	企画指導	企画指導	1 組織犯罪（他の所属の所掌に属するものを除く。以下同じ。）に係る調査、研究、指導及び企画に関すること。 2 組織犯罪対策の推進に係る関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 3 組織犯罪の取締りに関すること。 4 組織犯罪に関する情報の収集、整理、分析等に関すること。
			情報指導

		指導に関すること。
暴排行政	暴排	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団排除活動に関すること。</li> <li>2 奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号。以下「暴力団排除条例」という。）の施行に関すること（行政命令・保護対策係に係るものを除く。）。</li> <li>3 公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターとの連絡調整に関すること。</li> </ul>
	資料管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）による暴力団の指定に関すること。</li> <li>2 暴力団に係る資料の収集及び整備に関すること。</li> <li>3 暴力団情報管理システムの運用に関すること。</li> </ul>
	行政命令・保護対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団対策法による行政命令に関すること。</li> <li>2 その他暴力団対策法の施行に関すること。</li> <li>3 暴力団排除条例による調査、勧告及び公表に関すること。</li> <li>4 保護対策に関すること。</li> </ul>
組織犯罪捜査第一	組織犯罪捜査第一	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の捜査に関すること。</li> <li>2 拳銃その他の銃器に関する犯罪の捜査に関すること。</li> <li>3 特命事項の捜査に関すること。</li> </ul>
	組織犯罪捜査第二	
組織犯罪捜査第二	組織犯罪捜査第三	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団犯罪の捜査に関すること。</li> </ul>
	組織犯罪捜査第四	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 特命事項の捜査に関すること。</li> </ul>

		四		
	国際捜査	国際捜査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 来日外国人犯罪組織に係る犯罪の捜査及び実態解明に関する事。</li> <li>2 その他国際犯の捜査に関する事。</li> <li>3 特命事項の捜査に関する事。</li> </ul>	
鑑識課	企画指導	企画指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 鑑識運営の調査、研究、指導及び企画に関する事。</li> <li>2 鑑識技能検定に関する事。</li> <li>3 鑑識情報に関する事。</li> <li>4 身元不明変死人に関する事。</li> <li>5 犯罪経歴等の登録に関する事。</li> <li>6 現場鑑識に関する事。</li> <li>7 警察犬に関する事。</li> <li>8 似顔絵に関する事。</li> <li>9 課内の他の係に属さない事項に関する事。</li> </ul>	
		写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 写真鑑識に関する事。</li> <li>2 写真集中処理に関する事。</li> <li>3 被疑者写真の管理及び運用に関する事。</li> </ul>	
		機動鑑識第一	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 機動鑑識に関する事。</li> </ul>	
		機動鑑識第二		
		機動鑑識第三		
		指紋	指紋システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 指紋情報管理システムの運営及び管理に関する事。</li> </ul>
			現場指紋	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 現場指紋に関する事。</li> <li>2 海外渡航者に対する犯罪経歴証明に関する事。</li> </ul>
	足こん跡	足こん跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 足こん跡に関する事。</li> <li>2 現場こん跡画像検索システムの運営及び管理に関する事。</li> </ul>	
交通企画課	庶務	庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部並びに交通企画課、交通規制課及び交通指導課の庶務に関する事。</li> </ul>	

			<ul style="list-style-type: none"> <li>2 交通対策協議会その他の交通関係機関との連絡及び調整に関すること。</li> <li>3 部内の他の所属及び課内の他の係に属さない事項に関すること。</li> </ul>
	企画	企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通警察運営の調査、研究及び企画に関すること。</li> <li>2 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関すること。</li> <li>3 交通相談に関すること。</li> <li>4 緊急自動車の指定に関すること。</li> <li>5 安全運転管理者に関すること。</li> <li>6 自動車運転代行業に関すること。</li> </ul>
	安全対策	分析統計	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通事故分析に関すること。</li> <li>2 交通統計に関すること。</li> </ul>
		安全教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全教育に関すること。</li> <li>2 交通安全広報に関すること。</li> <li>3 交通安全運動に関すること。</li> </ul>
交通規制課	規制	企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通規制の調査、研究及び企画に関すること。</li> <li>2 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び道路法（昭和27年法律第180号）に基づく協議に関すること。</li> <li>3 自動車運送事業の許認可に係る意見提出に関すること。</li> <li>4 道路使用許可、制限外積載許可等に関すること。</li> <li>5 自動車の保管場所に関すること。</li> <li>6 課内の他の係に属さない事項に関すること。</li> </ul>
		規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通規制の実施に関すること。</li> </ul>
		施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通信号機の設置及び維持管理に関すること。</li> </ul>
	施設	施設第一	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 交通安全施設の調査及び研究に関するこ</li> </ul>
	施設第二		
	施設第三		

			と。 3 道路標識及び道路標示の設置並びに維持管理に関すること。
	交通管 制セン ター	交通管 制	交通管制 1 交通管制システムの運営管理に関すること。 2 広域交通管制事務に関すること。 3 交通情報に関すること。
交通指 導課	交通捜査第一	企画指導	1 交通捜査に係る調査、研究、指導及び企画に関すること。 2 課内の他の係に属さない事項に関すること。
		交通捜査	1 交通事故事件の捜査に関すること。 2 ひき逃げ事件事故の捜査に関すること。
		交通鑑識	1 警察署における交通事故事件捜査の指導及び支援に関すること。 2 凶化機等の運用に関すること。
	交通捜査第二	暴走族対策	1 暴走行為事案等の警戒及び取締りに関すること。
		交通特殊事件	1 交通特殊事件の捜査に関すること。
	指導取締	指導取締	1 交通の指導取締りに関すること（駐車対策に係るものを除く。）。 2 交通事件の即決裁判手続に伴う事務に関すること。 3 自動車の使用制限に関すること。 4 交通機動隊の運用に関すること。
駐車対策	駐車対策第一	1 駐車違反の指導取締りに関すること。 2 違法駐車対策に係る関係規程及び各種システムの整備に関すること。 3 確認事務の委託等に関すること。 4 放置違反金等の徴収に関すること。	
	駐車対策第二	1 放置車両の確認等に関すること。 2 放置駐車違反に係る車両の使用制限に関すること。	

			3 駐車対策に係る指導教養に関すること。		
	交通反則 通告 センター	通告第一	1 告知内容の審査及び是正措置に関すること。 2 反則者に対する反則金の納付通告に関すること。 3 仮納付した者の公示通告に関すること。		
		通告第二			
運転免許課	庶務	庶務	1 課内の庶務に関すること。 2 奈良県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令に基づき、運転免許課の施設の所在地を管轄する警察署の指揮監督を受けて行う遺失物等の取扱いに関すること。 3 自動車安全運転センターとの連絡・調整に関すること。 4 課内の他の係に属さない事項に関すること。		
			運転教育	運転教育第一	1 運転者の講習に関すること。
				運転教育第二	
				教習所	1 指定自動車教習所に関すること。
	免許	免許第一	1 運転免許（試験を除く。）に関すること。		
		免許第二			
		適性相談	1 運転適性の相談に関すること。		
	行政処分	行政処分第一	1 運転免許の取消し、停止、拒否及び保留並びに運転禁止に関すること。 2 優良運転者の顕彰に関すること。		
		行政処分第二			
		行政処分第三			
行政処分第四					
試験	試験第一	1 運転免許試験及び再試験に関すること。			
	試験第二				
免許電算	免許電算	1 運転者管理システムの開発及び運用に関すること。 2 運転者管理業務のデータ処理に関すること。			
警備第	庶務	庶務	1 部並びに警備第一課及び警備第二課の庶		

一課			務に関すること。 2 部内の他の所属及び課内の他の係に属さない事項に関すること。
	企画	企画	1 警備警察運営に関する調査、研究及び企画に関すること。 2 サイバー攻撃対策に関すること。
		資料	1 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。
	情報第一	情報第一	1 警備情報に関すること。
		情報第二	2 次に掲げる犯罪その他警備犯罪（警備実施に関連するものを含む。）の取締りに関すること（地域課及び警備第二課の所掌に属するものを除く。）。 (1) 刑法（明治40年法律第45号）第二編第二章及び第三章に規定する犯罪 (2) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する犯罪 (3) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）第6条及び第7条に規定する犯罪 (4) 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）に規定する犯罪 (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する犯罪 (6) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪 (7) 外国人に係る警備犯罪
		情報第三	
		情報第四	
	情報第五		
	情報第二	情報第六	
		情報第七	
		情報第八	
	情報第三	情報第九	
		情報第十	
	外事	外事第一	
外事第二			
外事第三			
事件	事件第一		
	事件第二		
	事件第三		

警備第二課	実施・国民保護	実施	1 緊急事態に対処するための計画及び実施に関すること。 2 警備方針の策定及びその実施に関すること（地域課の所掌に属するものを除く。）。 3 国際テロリズム対策に関すること（警備第一課の所掌に属するものを除く。）。 4 災害警備に関すること。 5 突発重大事案に関すること。 6 警衛に関すること。 7 警護に関すること。 8 機動隊の運用に関すること。 9 管区機動隊の運用に関すること。 10 各種部隊活動及び応援派遣に関すること。 11 国民保護に関すること。 12 特命事項に関すること。
		国民保護	
	対策	対策	
	災害	災害	
	警衛・警護	警衛・警護	

(2) 警察学校の内部組織

校長補佐名	係名	分掌事務
庶務	庶務	1 校内の庶務（会計係及び厚生係に係るものを除く。）に関すること。 2 校内の他の係に属さない事項に関すること。
	会計	1 職員及び学生の給与及び会計並びに経理に関すること。 2 施設及び備品の維持管理に関すること。（他の係に係るものを除く。）
	厚生	1 職員及び学生の保健衛生並びに健康管理に関すること。 2 給食に関すること。 3 食堂の維持管理に関すること。
教務	教務	1 教育訓練の調査、研究及び企画に関すること。 2 入校及び卒業事務に関すること。 3 学校教材の維持管理に関すること。



		<ul style="list-style-type: none"> <li>4 教育訓練計画に関すること。</li> <li>5 専科教養及び講習の実施に関すること。</li> <li>6 学籍簿の整理及び保管に関すること。</li> </ul>
学生	学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学生の生活指導に関すること。</li> <li>2 学生の服務規律に関すること。</li> <li>3 学生の校外研修に関すること。</li> </ul>
術科	術科	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学生の術科指導に関すること。</li> <li>2 学生の自動車教習に関すること。</li> <li>3 道場及び術科用具の維持管理に関すること。</li> <li>4 射撃場及び体育館の維持管理に関すること。</li> </ul>

(3) 部の附置機関の内部組織

機関名	補佐名	係名	分掌事務
自動車 警ら隊	自動車警ら	装備	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 装備資機材の維持管理に関すること。</li> <li>2 車両の維持管理に関すること。</li> <li>3 運転技術の指導教養に関すること。</li> <li>4 隊内の他の係に属さない事項に関すること。</li> </ul>
		第一小隊	1 警ら用無線自動車による警ら活動に関すること。
		第二小隊	2 特命事項に関すること。
		第三小隊	
科学捜 査研究 所		庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所内の庶務に関すること。</li> <li>2 所内の他の係に属さない事項に関すること。</li> </ul>
		法医	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 法医学を応用する鑑定及び検査に関すること。</li> <li>2 犯罪捜査に関連する法医学の研究及び実験に関すること。</li> <li>3 鑑定資料の整理及び保管に関すること。</li> </ul>
		化学	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 化学を応用する鑑定及び検査に関すること。</li> <li>2 犯罪捜査に関連する化学の研究及び実験に関すること。</li> <li>3 鑑定資料の整理及び保管に関すること。</li> </ul>
		物理	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 物理学を応用する鑑定及び検査に関すること。</li> <li>2 犯罪捜査に関連する物理学の研究及び実験に関すること。</li> <li>3 鑑定資料の整理及び保管に関すること。</li> </ul>

			4 試射弾丸等の登録に関すること。
		文書	1 文書並びに通貨の鑑定、検査及び研究に関すること。 2 鑑定資料の整理及び保管に関すること。
		心理	1 ポリグラフ検査に関すること。 2 犯罪捜査に関連する心理学並びに精神医学の研究及び実験に関すること。 3 資料の整理及び保管に関すること。
機 動 捜 査 隊	指 導		1 隊員の教養訓練に関すること。 2 装備資機材の維持管理に関すること。 3 車両の維持管理に関すること。 4 隊内の他の係に属さない事項に関すること。
		広 域 機 動 捜 査 班	1 広域対象事件の初動捜査活動に関すること。 2 現場設定を伴う身代金目的誘拐事件及び企業恐喝事件における設定された現場に係る捜査に関すること。 3 警察庁指定事件等特に重要な広域対象事件に対するよう撃捜査及び的割捜査等に関すること。 4 その他広域重要事件捜査に係る特命事項に関すること。
	捜査第一	捜査第一	1 重要事件の初動捜査活動に関すること。 2 犯罪多発地域における捜査活動に関すること。 3 特命事項に関すること。
		捜査第二	
	捜査第二	捜査第三	
		捜査第四	
	捜査第三	捜査第五	
		捜査第六	
	樫原分駐隊	捜査第一	
		捜査第二	
捜査第三			
交 通 機 動 隊	指 導	1 隊員の教養訓練に関すること。 2 装備資機材の維持管理に関すること。 3 車両の維持管理に関すること。 4 隊内の他の係に属さない事項に関すること。	

		第一小隊	1 交通指導取締りに関すること。
		第二小隊	2 特命事項に関すること。
		第三小隊	
高速道路 交通 警察隊		庶務	1 隊内の庶務に関すること。 2 装備資機材及び車両の維持管理に関すること。 3 隊内の他の係に属さないこと。
		指導	1 交通関係法令違反事件等の捜査の指導及び送致に関すること。 2 高速自動車国道及び自動車専用道路（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第42条第1項に規定するものに限る。以下「高速自動車国道等」という。）における交通事故防止対策の調査、研究及び企画並びに交通規制に関すること。 3 橿原分駐隊に係る高速自動車国道等以外の道路における交通事故防止対策の調査、研究及び企画並びに交通規制に関すること。 4 自動速度取締装置に関すること。 5 高速道路管理室及び関係機関・団体との連絡調整に関すること。
	第一	第一小隊	1 高速自動車国道等における交通指導取締り並びに交通事故事件の捜査及び処理に関すること（小瀬分駐隊及び橿原分駐隊に係るものを除く。）。 2 サービスエリア及びパーキングエリア等における防犯活動に関すること。（橿原分駐隊に係るものを除く。）。 3 特命事項に関すること。
	第二	第二小隊	
	第三	第三小隊	
小瀬分駐隊	第一小隊	1 第二阪奈有料道路に係る高速道路管理室との連絡	
	第二小隊	に関すること。	
	第三小隊	2 第二阪奈有料道路に係る交通規制に関すること。 3 第二阪奈有料道路における交通の指導取締り並びに交通事故事件の捜査及び処理に関すること。 4 小瀬分駐隊に係る車両及び装備資機材の維持管理に関すること。	

			5 特命事項に関すること。
橿原分駐隊	第一小隊		1 京奈和自動車道及び南阪奈道路に係る高速道路管理室との連絡に関すること。
	第二小隊		
	第三小隊		2 京奈和自動車道、南阪奈道路及び南阪奈道路に接続する一般国道165号大和高田バイパス(以下「大和高田バイパス」という。)に係る交通規制に関すること。 3 京奈和自動車道、南阪奈道路及び大和高田バイパスにおける交通の指導取締り並びに交通事故事件の捜査及び処理に関すること。 4 京奈和自動車道のパーキングエリア等における防犯活動に関すること。 5 橿原分駐隊に係る車両及び装備資機材の維持管理に関すること。 6 特命事項に関すること。
機動隊	指導		1 隊員の教養及び訓練に関すること。 2 装備資機材の維持管理に関すること。 3 車両の維持管理に関すること。 4 隊内の他の係に属さない事項に関すること。
			第一小隊
	第二小隊	2 特命事項に関すること。	

別表第2（第2条関係）

〔本表改正・平5本部訓令4・平6本部訓令20・平7本部訓令2・平8本部訓令4・本部訓令14・平9本部訓令3・平10本部訓令5・本部訓令14・本部訓令18・平11本部訓令3・平12本部訓令4・平13本部訓令1・本部訓令11・平14本部訓令5・平16本部訓令4・本部訓令7・平17本部訓令10・平20本部訓令13・平21本部訓令1・平22本部訓令6・平23本部訓令1・平28本部訓令2・平29本部訓令3〕

課の附置機関の位置並びに分駐隊並びに分駐所の位置及び名称

名称	位置
公安委員会事務担当室	奈良市登大路町80番地
取調べ監督室	奈良市登大路町80番地
監査室	奈良市登大路町80番地

照会センター	奈良市登大路町80番地
犯罪被害者支援室	奈良市登大路町80番地
術科指導室	奈良市今市町585番地
健康管理推進室	奈良市登大路町80番地
犯罪抑止対策室	奈良市登大路町80番地
許認可審査室	奈良市登大路町80番地
地域指導室	奈良市登大路町80番地
鉄道警察隊	奈良市大宮町1丁目1番71号
王寺分駐所	北葛城郡王寺町久度2丁目6番10号
警察航空隊	奈良市矢田原町2446番地
少年サポートセンター	奈良市登大路町80番地
中南和少年サポートセンター	磯城郡田原本町新町24番地の1
刑事指導室	奈良市登大路町80番地
検視官室	奈良市登大路町80番地
交通管制センター	奈良市柏木町119番地2
交通反則通告センター	橿原市四条町618番地の1
自動車警ら隊橿原分駐所	橿原市四条町618番地の1
機動捜査隊橿原分駐隊	橿原市四条町618番地の1
交通機動隊橿原分駐所	橿原市四条町618番地の1
高速道路交通警察隊小瀬分駐隊	生駒市壱分町87番地
高速道路交通警察隊橿原分駐隊	橿原市四条町618番地の1
高速道路交通警察隊針分駐所	奈良市針町333番地

別表第3（第25条、第45条関係）

〔本表改正・平4本部訓令18・平5本部訓令4・平6本部訓令2、全改・平6本部訓令20、改正・平7本部訓令2・平8本部訓令4・平9本部訓令3・平10本部訓令5・平11本部訓令3・平12本部訓令4・平13本部訓令1、全改・平14本部訓令5・改正・平15本部訓令5・平16本部訓令7・平17本部訓令3・本部訓令12・平18本部訓令3・平19本部訓令3・平20本部訓令4・本部訓令13・平22本部訓令3・平23本部訓令1、全改・平26本部訓令3・改正・平26本部訓令12〕

警察署に置く課、係

奈良	警務課	警務係、県民サービス係
	留置管理課	留置管理第一係、留置管理第二係

	会計課	会計係
	生活安全課	防犯許認可係、少年係、事件係
	地域総務課	地域企画係、地域捜査係
	地域第一課	指導第一係、自動車警ら第一班
	地域第二課	指導第二係、自動車警ら第二班
	地域第三課	指導第三係、自動車警ら第三班
	刑事第一課	総務係、強行犯第一係、強行犯第二係、盗犯第一係、盗犯第二係、鑑識係
	刑事第二課	総務係、知能犯係、組織犯第一係、組織犯第二係、組織犯第三係
	交通第一課	交通企画係、交通規制係
	交通第二課	指導取締第一係、指導取締第二係、交通捜査第一係、交通捜査第二係、交通捜査第三係
	警備課	警備第一係、警備第二係、警備第三係、警備第四係
奈良西	警務課	警務係、県民サービス係、留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	防犯許認可係、少年係、事件係
	地域課	地域企画係、地域捜査係、指導第一係、指導第二係、指導第三係
	刑事課	総務係、強行犯係、盗犯係、知能犯係、組織犯係、鑑識係
	交通課	企画規制係、指導取締係、交通捜査係
	警備課	警備第一係、警備第二係
生駒	警務課	警務係、県民サービス係、留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	防犯許認可係、少年・事件係
	地域課	地域企画係、指導係
	刑事課	総務係、強行犯係、盗犯係、知能犯係、組織犯係、鑑識係
	交通課	企画規制係、指導取締係、交通捜査係
	警備課	警備係
郡山	警務課	警務係、県民サービス係、留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	防犯許認可係、少年・事件係
	地域課	地域企画係、指導係

	刑事課	総務係、強行犯係、盗犯係、知能犯係、組織犯係、鑑識係
	交通課	企画規制係、指導取締係、交通捜査係
	警備課	警備係
西和	警務課	警務係、県民サービス係
	留置管理課	留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	防犯許認可係、少年係、事件係
	地域課	地域企画係、地域捜査係、指導第一係、指導第二係、指導第三係
	刑事課	総務係、強行犯係、盗犯係、知能犯係、組織犯係、鑑識係
	交通課	企画規制係、指導取締係、交通捜査係
	警備課	警備第一係、警備第二係
天理	警務課	警務係、県民サービス係、警務県民サービス係
	留置管理課	留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	防犯許認可係、少年係、事件係、生活安全係
	地域課	地域企画係、地域捜査係、指導第一係、指導第二係、指導第三係、地域係
	刑事課	総務係、強行犯係、盗犯係、知能犯係、組織犯係、鑑識係、捜査鑑識係
	交通課	企画規制係、指導取締係、交通捜査第一係、交通捜査第二係、交通係
	警備課	警備第一係、警備第二係
桜井	警務課	警務係、県民サービス係、警務県民サービス係、留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	防犯許認可係、少年・事件係、生活安全係
	地域課	地域企画係、指導係、地域係
	刑事課	総務係、強行犯係、盗犯係、知能犯係、組織犯係、鑑識係、捜査鑑識係
	交通課	企画規制係、指導取締係、交通捜査第一係、交通捜査第二係、交通係
	警備課	警備係
樞原	警務課	警務係、県民サービス係

	留置管理課	留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	防犯許認可係、少年係、事件係
	地域課	地域企画係、地域捜査係、指導第一係、指導第二係、指導第三係
	刑事第一課	総務係、強行犯第一係、強行犯第二係、盗犯第一係、盗犯第二係、鑑識係
	刑事第二課	総務係、知能犯係、組織犯第一係、組織犯第二係
	交通課	企画規制係、指導取締係、交通捜査第一係、交通捜査第二係
	警備課	警備第一係、警備第二係、警備第三係
高田	警務課	警務係、県民サービス係、警務県民サービス係
	留置管理課	留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	防犯許認可係、少年係、事件係、生活安全係
	地域課	地域企画係、地域捜査係、指導第一係、指導第二係、指導第三係、地域係
	刑事第一課	総務係、強行犯第一係、強行犯第二係、盗犯第一係、盗犯第二係、鑑識係、捜査鑑識係
	刑事第二課	総務係、知能犯係、組織犯第一係、組織犯第二係
	交通課	企画規制係、指導取締係、交通捜査第一係、交通捜査第二係、交通捜査第三係、交通係
	警備課	警備第一係、警備第二係
香芝	警務課	警務係、県民サービス係
	留置管理課	留置管理第一係、留置管理第二係
	会計課	会計係
	生活安全課	防犯許認可係、少年・事件係
	地域課	地域企画係、指導係
	刑事課	総務係、強行犯係、盗犯係、知能犯係、組織犯係、鑑識係
	交通課	企画規制係、指導取締係、交通捜査係
	警備課	警備係
五條	警務課	警務係、県民サービス係、警務県民サービス係、留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係



	地域課	地域係
	刑事課	総務係、強行盗犯係、知能犯係、組織犯係、鑑識係、捜査鑑識係
	交通課	企画規制係、指導取締係、交通捜査係、交通係
	警備課	警備係
吉野	警務課	警務係、県民サービス係、警務県民サービス係、留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係
	地域課	地域係
	刑事課	総務係、強行盗犯係、知能犯係、組織犯係、鑑識係、捜査鑑識係
	交通課	企画規制係、指導取締係、交通捜査第一係、交通捜査第二係、交通係
	警備課	警備係

別表第4（第25条関係）

〔本表改正・平4本部訓令18・平5本部訓令4・平6本部訓令2・本部訓令20・平7本部訓令2・平8本部訓令4・平10本部訓令5・平11本部訓令7・平12本部訓令4・平13本部訓令1・平16本部訓令7・平17本部訓令3・平19本部訓令3・本部訓令18・平20本部訓令4・本部訓令25・本部訓令27・平21本部訓令1・平26本部訓令3・平28本部訓令2・平29本部訓令3〕

警察署の課（係）別分掌事務準則

課（係）	分掌事務
警務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庶務に関する事。</li> <li>2 人事に関する事。</li> <li>3 服務、勤務制度に関する事。</li> <li>4 公務災害補償、警察協力者災害給付、犯罪被害者等給付金、オウム真理教犯罪被害者等給付金等に関する事。</li> <li>5 犯罪被害者支援の総合調整に関する事。</li> <li>6 装備及び有線通信に関する事。</li> <li>7 表彰及び監察に関する事。</li> <li>8 訟務に関する事。</li> <li>9 文書その他の情報管理に関する事。</li> <li>10 事務能率の増進に関する事。</li> </ol>

	<p>11 警察統計（犯罪統計及び交通統計を除く。）に関する こと。</p> <p>12 広報及び広聴に関すること。</p> <p>13 県民の苦情及び相談に関すること。</p> <p>14 警察署協議会に関すること。</p> <p>15 警察教養の企画及び実施に関すること。</p> <p>16 健康管理に関すること。</p> <p>17 福利厚生に関すること。</p> <p>18 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に 関すること。</p> <p>19 サイバーセキュリティ対策に関すること。</p> <p>20 前各号に掲げるもののほか、他の課（係）の所掌に属し ないこと。</p>
<p>留置管理課 （この課を置かない署の 警務課）</p>	<p>1 留置施設の管理に関すること。</p> <p>2 被留置者の看守及び護送に関すること。</p>
<p>会計課</p>	<p>1 配当予算の執行その他の会計事務に関すること。</p> <p>2 現金及び物品の出納保管に関すること。</p> <p>3 庁舎その他施設の営繕に関すること。</p> <p>4 遺失物等に関すること。</p> <p>5 警察共済組合、警察職員生活協同組合及び奈良県警察互助 会に関すること。</p>
<p>生活安全課</p>	<p>1 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に 関する事務一般に関すること。</p> <p>2 犯罪抑止総合対策に関すること。</p> <p>3 ストーカー等の犯罪対策に関すること。</p> <p>4 少年補導、被害少年の保護並びに少年犯罪及び少年の福祉 を害する犯罪の捜査に関すること。</p> <p>5 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。</p> <p>6 少年をめぐる有害環境の浄化に関すること。</p> <p>7 古物営業、質屋営業、警備業、探偵業等の許可等の事務及 び関係事犯の捜査に関すること。</p> <p>8 風俗営業の許可等の事務並びに風俗関係事犯、売春関係事</p>

	<p>犯及び雇用関係事犯の捜査に関すること。</p> <p>9 他課の所掌に属さないサイバー犯罪対策に関すること。</p> <p>10 インターネット異性紹介事業の届出の受理等の事務及び関係事犯の捜査に関すること。</p> <p>11 薬事、医事その他の保健衛生関係事犯の捜査（刑事第二課の所掌に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>12 生活経済関係事犯等特別法犯の捜査に関すること。</p> <p>13 公害（交通公害を除く。）関係事犯の捜査に関すること。</p> <p>14 火薬類その他危険物関係事犯の捜査に関すること。</p> <p>15 銃砲刀剣類等の許可事務及び関係事犯の捜査（刑事第二課の所掌に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>16 要保護事案の処理に関すること。</p>
<p>地域課</p> <p>（地域総務課、地域第一課、地域第二課及び地域第三課を含む。）</p>	<p>1 地域警察に係る事務に関すること。</p> <p>2 無線電話及び警ら用無線自動車の運用に関すること。</p> <p>3 通信指令業務に関すること。</p> <p>4 緊急配備に関すること。</p> <p>5 雑踏警備に関すること。</p> <p>6 水難及び山岳遭難その他の事故における人命救助及びこれらの事故防止に関すること。</p>
<p>刑事第一課</p> <p>（この課を置かない署の刑事課）</p>	<p>1 所管犯罪に関する情報及び基礎資料の収集、整備に関すること。</p> <p>2 凶悪犯、粗暴犯、特殊犯及び窃盗犯の捜査に関すること。</p> <p>3 犯罪手配、犯罪手口及び盗品等捜査に関すること。</p> <p>4 検視に関すること。</p> <p>5 犯罪鑑識に関すること。</p> <p>6 鑑識施設、資器材の維持管理に関すること。</p> <p>7 身元不明死体の調査及び手配に関すること。</p> <p>8 鑑定嘱託に関すること。</p> <p>9 犯罪統計に関すること。</p> <p>10 他の課（係）の主管に属しない刑事犯罪の捜査に関すること。</p>
<p>刑事第二課</p>	<p>1 所管犯罪に関する情報及び基礎資料の収集、整備に関する</p>

<p>(この課を置かない署の 刑事課)</p>	<p>こと。 2 知能的犯罪の捜査に関する事 3 選挙犯罪の捜査に関する事 4 暴力団に係る犯罪の捜査その他の暴力団対策に関する事 こと。 5 麻薬、覚せい剤その他の薬物に関する犯罪の捜査に関する事 こと。 6 けん銃その他の銃器に関する犯罪の捜査に関する事 こと。</p>
<p>交通第一課  (この課を置かない署の 交通課)</p>	<p>1 交通安全に関する事。 2 交通情報の収集及び交通広報に関する事。 3 交通規制に関する事。 4 交通安全施設等に関する事。 5 道路使用許可及び制限外積載許可に関する事。 6 自動車保管場所の証明に関する事。 7 安全運転管理者等に関する事。 8 交通統計及び事故分析に関する事。 9 運転免許に関する事。 10 運転者等の行政処分に関する事。 11 地域交通安全活動推進委員に関する事。 12 交通相談に関する事。</p>
<p>交通第二課  (この課を置かない署の 交通課)</p>	<p>1 交通指導取締りに関する事。 2 道路交通法等違反事件及び交通事故事件の送致並びに交通反則切符の送付に関する事。 3 交通事故事件の捜査に関する事。</p>
<p>警備課</p>	<p>1 警備情報に関する事。 2 警備犯罪の捜査に関する事。 3 警備資料に関する事。 4 警衛及び警護に関する事。 5 治安警備及び災害警備に関する事。 6 緊急事態に対処するための計画及び実施に関する事。</p>

別表第5 (第36条、第38条関係)

[本表改正・平4本部訓令28・平5本部訓令3・本部訓令4・平6本部訓令2  
・本部訓令7・本部訓令11・本部訓令12・本部訓令13・本部訓令20・平7本部

訓令 2・本部訓令 6・平 8 本部訓令 4・平 9 本部訓令 2・本部訓令 3・本部訓令 16・平10本部訓令 5・本部訓令18・平11本部訓令 3・本部訓令23・平12本部訓令 1・本部訓令 2・本部訓令 4・本部訓令 7・平13本部訓令 1・本部訓令16・平14本部訓令 5・本部訓令20・本部訓令23・平15本部訓令 5・本部訓令 9・本部訓令18・平16本部訓令 4・本部訓令14・平17本部訓令 3・本部訓令10・本部訓令12・本部訓令15・平18本部訓令 1・本部訓令 3・本部訓令11・平19本部訓令 3・本部訓令 8・本部訓令21・平20本部訓令 4・本部訓令13・平21本部訓令 1・本部訓令 6・平22本部訓令 6・平23本部訓令 1・本部訓令 5・本部訓令 8・平25本部訓令15・平25本部訓令16・平26本部訓令 3・平27本部訓令 2・平28本部訓令 2・平29本部訓令22]

1 奈良警察署

名称	所管区
近鉄奈良駅前交番	<p>奈良市のうち</p> <p>法蓮佐保山1丁目から3丁目まで 法蓮佐保山4丁目の一部（主要地方道奈良加茂線以西の部分） 油阪町の一部（通称油阪北町 油阪東町） 池之町 今御門町 小川町 奥芝町 押上町 押小路町 上三条町 川久保町 漢国町 元林院町 北市町 北魚屋西町 北魚屋東町 北川端町 北小路町 北半田中町 北半田西町 北半田東町 北袋町 北明院町 後藤町 小西町 阪新屋町 芝辻町（新大宮駅前交番及び川上交番の所管区を除く。） 下御門町 宿院町 勝南院町 菖蒲池町 水門町 高畑町の一部（通称片原町 御所馬場町 菩提町） 高天市町 高天町 樽 井町 角振町 角振新屋町 椿井町 鶴福院町 中筋町 中御門町 内侍原町 鍋屋町 西笹鉾町 西城戸町 西新在家号所町 西新在家町 西寺林町 西御門町 登大路町 橋本町 畑中町 花芝町 林小路町 半田突抜町半田横 町 東笹鉾町 東城戸町 東新在家町 東寺林町 東向北町 東向中町 東向南町 福智院町（高畑交番の所管区を除く。） 不審ヶ辻子町 船橋町 坊屋敷町 法蓮町（新大宮駅前交番及び川上交番の所管区を除く。） 本子守町 大豆山町 大豆山突抜町 南市町 南半田中町 南半田 西町 南半田東町 南法蓮町 餅飯殿町 油留木町</p>
奈良駅前交番	<p>奈良市のうち</p> <p>大宮町1丁目から3丁目まで 四条大路1丁目 油阪町（近鉄奈良駅前交番の所管区を除く。） 油阪地方町 今辻子町 大森西町 奥子守</p>

	町 北向町 三条大宮町 三条川西町 三条栄町 三条添川町 三条町 三条桧町 三条本町 三条宮前町 下三条町 杉ヶ町 寺町 西之阪町 馬場町 百万ヶ辻子町 南魚屋町の一部（通称南魚屋北町）柳町
新大宮駅前交番	奈良市のうち 大宮町4丁目から7丁目まで 三条大路1丁目 芝辻町1丁目から4丁目まで 二条大路南1丁目 北新町 芝辻町の一部（通称芝辻西町） 法蓮町の一部（通称法蓮桜町 法蓮立花町 法蓮西町） 法華寺町
ならまち交番	奈良市のうち 南京終町1丁目から7丁目まで 阿字万字町 井上町 陰陽町 大森町 肘塚町 鶴町 桂木町 川之上町 川之上突抜町 瓦堂町 元興寺町 北京終町 北風呂町 北室町 紀寺町（高畑交番の所管区を除く。） 京終地方西側町 京終地方東側町 公納堂町 小太郎町 芝突抜町 芝新屋町 十輪院町 十輪院畑町 高御門町 中院町 築地之内町 中新屋町 中辻町 鳴川町 西木辻町 西紀寺町 西新屋町 納院町 花園町 東木辻町 毘沙門町 三棟町 南魚屋町（奈良駅前交番の所管区を除く。） 南肘塚町 南京終町 南城戸町 南新町（1～32番地） 南中町 南袋町 南風呂町 薬師堂町 脇戸町
高畑交番	奈良市のうち 東紀寺町1丁目から3丁目まで 南紀寺町1丁目から5丁目まで 春日野町 川上町の一部（通称鶯滝町） 紀寺町の一部（通称笠屋町 紀寺町 紀寺東口町 幸町 地蔵町） 雑司町の一部（通称東大寺境内町） 高畑町（近鉄奈良駅前交番の所管区を除く。） 白毫寺町 福智院町の一部（通称大和町）
川上交番	奈良市のうち 青山1丁目から9丁目まで 法蓮佐保山4丁目（近鉄奈良駅前交番の所管区を除く。） 今小路町 今在家町 川上町（高畑交番の所管区を除く。） 北御門町 興善院町 芝辻町の一部（通称芝辻飛地） 雑司町（高畑交番の所管区を除く。） 多門町 手貝町 中ノ川町の一部（通称長町） 奈保町 奈良阪町 西包永町 半田開町 般若寺町 東包永町 東之阪町 法蓮町の一部（通称呉竹町）
神殿交番	奈良市のうち

	<p>北之庄西町1丁目及び2丁目 西九条町1丁目から5丁目まで 杏町 北永井町 北之庄町 神殿町 西九条町 出屋敷町 東九条町（大安 寺交番の所管区を除く。） 八条町の一部（岩井川以南の部分） 南 永井町</p>
近鉄高の原駅前 交番	<p>奈良市のうち 右京1丁目から5丁目まで 左京1丁目から6丁目まで 佐保台1丁目か ら3丁目まで 神功1丁目から6丁目まで 朱雀1丁目から6丁目まで 佐 保台西町</p>
尼辻交番	<p>奈良市のうち 五条畑1丁目及び2丁目 三条大路2丁目から5丁目まで 四条大路2丁 目から5丁目まで 二条大路南2丁目から5丁目まで 平松1丁目から5丁 目まで 宝来1丁目から5丁目まで 尼辻北町 尼辻町 尼辻中町 尼 辻西町 尼辻南町 宝来町 南新町（52～212番地）</p>
西の京交番	<p>奈良市のうち 五条1丁目から3丁目まで 五条西1丁目及び2丁目 七条1丁目及び2 丁目 七条西1丁目及び2丁目 六条1丁目から3丁目まで 六条西1丁目 から6丁目まで 六条緑町1丁目から3丁目まで 赤膚町 五条町 七条 町 七条東町 西ノ京町 六条町</p>
大安寺交番	<p>奈良市のうち 恋の窪1丁目から3丁目まで 大安寺1丁目から7丁目まで 大安寺西1 丁目から3丁目まで 八条1丁目から5丁目まで 柏木町 恋の窪東町 四条大路南町 大安寺町 東九条町の一部（岩井川以北の部分） 八 条町（神殿交番 の所管区を除く。）</p>
柳生駐在所	<p>奈良市のうち 邑地町 大保町 興ヶ原町 北野山町 丹生町 柳生下町 柳生町</p>
佐紀駐在所	<p>奈良市のうち 二条町1丁目 歌姫町 佐紀町</p>
古市南駐在所	<p>奈良市のうち 横井1丁目から7丁目まで 鉢伏町 藤原町 古市町 八島町 横井 町 鹿野園町</p>
帯解駐在所	<p>奈良市のうち 池田町 今市町 北椿尾町 窪之庄町 興隆寺町 虚空蔵町 柴屋 町 高樋町 田中町 中畑町 菩提山町 米谷町 南椿尾町 山町</p>

田原駐在所	奈良市のうち 大野町 杓掛町 此瀬町 須山町 誓多林町 柚ノ川町 田原春日町 長谷町 中貫町 中之庄町 日笠町 別所町 南田原町 水間町 茗荷町 矢田原町 横田町 和田町
興東駐在所	奈良市のうち 大柳生町 大平尾町 北村町 阪原町 狭川東町 狭川両町 下狭川町 須川町 園田町 大慈仙町 中ノ川町（川上交番の所管区を除く。） 西狭川町 忍辱山町 東鳴川町 平清水町 広岡町 生琉里町 法用町 南庄町
月ヶ瀬駐在所	奈良市のうち 月ヶ瀬石打 月ヶ瀬尾山 月ヶ瀬嵩 月ヶ瀬月瀬 月ヶ瀬長引 月ヶ瀬桃香野

## 2 奈良西警察署

名称	所管区
西大寺交番	奈良市のうち 青野町1丁目及び2丁目 秋篠三和町1丁目及び2丁目 西大寺赤田町1丁目及び2丁目 西大寺北町1丁目から4丁目まで 西大寺国見町1丁目及び2丁目 西大寺芝町1丁目及び2丁目 西大寺新町1丁目及び2丁目 西大寺野神町1丁目及び2丁目 西大寺東町1丁目及び2丁目 西大寺竜王町1丁目及び2丁目 二条町2丁目及び3丁目 疋田町1丁目から5丁目まで 若葉台1丁目から4丁目まで 青野町 秋篠町（中登美交番の所管区を除く。） 秋篠早月町 秋篠新町 西大寺町 西大寺小坊町 西大寺栄町 西大寺新池町 西大寺新田町 西大寺高塚町 西大寺宝ヶ丘 西大寺本町 西大寺南町 菅原町 中山町 疋田町 山陵町 横領町
中登美交番	奈良市のうち 北登美ヶ丘1丁目から6丁目まで 松陽台1丁目から4丁目まで 登美ヶ丘1丁目から6丁目まで 中登美ヶ丘1丁目から6丁目まで 西登美ヶ丘1丁目から8丁目まで 東登美ヶ丘1丁目から6丁目まで 秋篠町の一部（通称県営平城団地） 大淵町 押熊町 二名町 二名東町 南登美ヶ丘
あやめ池交番	奈良市のうち 朝日町1丁目及び2丁目 あやめ池北1丁目から3丁目まで あやめ池



	南1丁目から9丁目まで 敷島町1丁目及び2丁目 中山町西1丁目から4丁目まで
学園前交番	奈良市のうち 学園朝日元町1丁目及び2丁目 学園北1丁目及び2丁目 学園中1丁目から5丁目まで 学園緑ヶ丘1丁目から3丁目まで 学園南1丁目から3丁目まで 百楽園1丁目から5丁目まで 学園赤松町 学園朝日町 学園新田町 鶴舞西町 鶴舞東町
富雄駅前交番	奈良市のうち 学園大和町1丁目から6丁目まで 富雄川西1丁目及び2丁目 富雄北1丁目から3丁目まで 富雄元町1丁目から4丁目まで 鳥見町1丁目から4丁目まで 二名1丁目から7丁目まで 二名平野1丁目及び2丁目 三碓1丁目から5丁目まで 三松1丁目から4丁目まで 三碓町の一部（通称三碓町山田） 三松ヶ丘
富雄南交番	奈良市のうち 青垣台1丁目から3丁目まで 千代ヶ丘1丁目から3丁目まで 帝塚山1丁目から7丁目まで 帝塚山西1丁目及び2丁目 帝塚山南1丁目から5丁目まで 西千代ヶ丘1丁目から3丁目まで 藤ノ木台1丁目から4丁目まで 丸山1丁目及び2丁目 三碓6丁目及び7丁目 石木町 大倭町 大和田町 菅野台 帝塚山中町 富雄泉ヶ丘 中町 三碓町（富雄駅前交番の所管区を除く。）

### 3 生駒警察署

名称	所管区
近鉄生駒駅前交番	生駒市のうち 喜里が丘1丁目から3丁目まで 元町1丁目及び2丁目 北新町 光陽台 谷田町 俵口町（門前駐在所の所管区を除く。） 西松ヶ丘 東新町 東松ヶ丘 本町 山崎新町
東生駒交番	生駒市のうち さつき台1丁目 中菜畑1丁目及び2丁目 東生駒1丁目から4丁目まで 東菜畑1丁目及び2丁目 小明町 桜ヶ丘 辻町 東旭ヶ丘 東生駒月見町 山崎町
白庭台駅前交番	生駒市のうち あすか野北1丁目から3丁目まで あすか野南1丁目から3丁目まで 北大和1丁目から5丁目まで 白庭台1丁目から6丁目まで 西白庭台1丁

	目から3丁目まで 真弓1丁目から4丁目まで 真弓南1丁目及び2丁目 あすか台 上町 上町台
鹿ノ台交番	生駒市のうち 鹿ノ台北1丁目から3丁目まで 鹿ノ台西1丁目から3丁目まで 鹿ノ 台東1丁目から3丁目まで 鹿ノ台南1丁目及び2丁目 鹿畑町 美鹿の 台
小瀬交番	生駒市のうち さつき台2丁目 青山台 有里町 壺分町 小倉寺町 小瀬町 鬼取 町（門前駐在所の所管区を除く。） 翠光台 大門町 西畑町（門前 駐在所の所管区を除く。） 萩原町 藤尾町 南山手台
湯船駐在所	生駒市のうち 軽井沢町 新旭ヶ丘 西旭ヶ丘 西菜畑町 緑ヶ丘
生駒台駐在所	生駒市のうち 生駒台北 生駒台南 新生駒台 松美台
門前駐在所	生駒市のうち 鬼取町の一部（生駒山上宇宙科学館と同山上読売テレビ塔を結ぶ線 以北及び信貴生駒スカイラインの部分） 俵口町の一部（生駒山自動 車道八丁門峠（府県境）と近鉄自動車道宝山寺線門前町境を結ぶ道路 以南の部分） 仲之町 菜畑町 西畑町の一部（信貴生駒スカイライ ンの部分） 門前町
萩の台駐在所	生駒市のうち 萩の台1丁目から5丁目まで 乙田町 小平尾町 萩の台 東山町
高山駐在所	生駒市のうち 高山町
北田原駐在所	生駒市のうち ひかりが丘1丁目から3丁目まで 北田原町 南田原町

#### 4 郡山警察署

名称	所管区
近鉄郡山駅前交 番	大和郡山市のうち 柳1丁目から6丁目まで 朝日町 藪町 今井町 魚町 永慶寺町 大宮町 冠山町 北郡山町の一部（主要地方道奈良大和郡山斑鳩線 （近鉄橿原線九条第9踏切から北郡山交差点までの間）以南の部分及び 市道城廻り線以南の部分） 北大工町 車町 紺屋町 堺町 雑穀町

	<p>塩町 城内町 城南町 城見町 新紺屋町 新中町 天井町 洞泉寺町 豆腐町 奈良町 新木町 西岡町 東岡町 藤原町 本町 南郡山町 南大工町 箕山町 矢田町通 柳町 綿町</p>
郡山駅前交番	<p>大和郡山市のうち</p> <p>上三橋町 北鍛冶町 材木町 下三橋町 高田口町 高田町 茶町 中鍛冶町 西野垣内町 野垣内町 番条町の一部（県道大和郡山環状線以北の部分） 稗田町 南鍛冶町 若槻町</p>
筒井交番	<p>大和郡山市のうち</p> <p>小林町西1丁目から3丁目まで 池沢町 今国府町 柏木町 北西町 小林町 小南町の一部（通称青葉台） 椎木町 昭和町 杉町 丹後庄町 長安寺町 筒井町 豊浦町 西町 額田部北町 額田部寺町 額田部南町 八条町 本庄町 馬司町 南井町 宮堂町</p>
泉原交番	<p>大和郡山市のうち</p> <p>泉原町 新町 西田中町 満願寺町（小泉交番の所管区を除く。） 矢田町の一部（通称岡 丸尾 山田原） 矢田山町 山田町</p>
小泉交番	<p>大和郡山市のうち</p> <p>小泉町東1丁目から3丁目まで 池之内町 小泉町 小南町（筒井交番の所管区を除く。） 田中町 満願寺町の一部（富雄川以東の部分）</p>
九条交番	<p>大和郡山市のうち</p> <p>植槻町 観音寺町 北郡山町（近鉄郡山駅前交番の所管区を除く。） 九条町 九条平野町 城町（矢田駐在所の所管区を除く。） 城北町 城の台町 代官町 天理町 西観音寺町 西奈良口町 東奈良口町</p>
矢田駐在所	<p>大和郡山市のうち</p> <p>城町の一部（富雄川以西の部分） 千日町 外川町 矢田町（泉原交番の所管区を除く。）</p>
横田駐在所	<p>大和郡山市のうち</p> <p>石川町 伊豆七条町 櫟枝町 白土町 新庄町 中城町 発志院町 番条町（郡山駅前交番の所管区を除く。） 横田町</p>
美濃庄駐在所	<p>大和郡山市のうち</p> <p>井戸野町 大江町 番匠田中町 美濃庄町</p>

名称	所管区
王寺交番	北葛城郡王寺町のうち 王寺1丁目から3丁目まで 畠田1丁目から9丁目まで 本町1丁目から5丁目まで 王寺 畠田
王寺駅前交番	北葛城郡王寺町のうち 葛下1丁目から4丁目まで 久度1丁目から5丁目まで 藤井1丁目から3丁目まで 舟戸1丁目から3丁目まで 元町1丁目から3丁目まで 藤井
河合交番	北葛城郡河合町のうち 池部1丁目から3丁目まで 泉台1丁目から3丁目まで 久美ヶ丘1丁目及び2丁目 星和台1丁目及び2丁目 高塚台1丁目から3丁目まで 中山台1丁目及び2丁目 広瀬台1丁目から3丁目まで 大輪田 薬井 佐味田 城内 山坊
上牧交番	北葛城郡のうち 上牧町全域
斑鳩交番	生駒郡斑鳩町のうち 稲葉車瀬1丁目及び2丁目 稲葉西1丁目及び2丁目 小吉田1丁目及び2丁目 神南1丁目から5丁目まで 龍田1丁目から4丁目まで 龍田北1丁目から6丁目まで 龍田西1丁目から8丁目まで 龍田南1丁目から6丁目まで 法隆寺西1丁目から3丁目まで 稲葉車瀬 小吉田 神南 龍田
法隆寺駅前交番	生駒郡斑鳩町のうち 阿波1丁目から3丁目まで 五百井1丁目 興留1丁目から10丁目まで 興留東1丁目 幸前1丁目及び2丁目 高安1丁目及び2丁目 高安西1丁目 東福寺1丁目 服部1丁目及び2丁目 法隆寺南1丁目から3丁目まで 目安1丁目から4丁目まで 目安北1丁目から3丁目まで 阿波 五百井 興留 幸前 高安 服部 目安
三郷駅前交番	生駒郡三郷町のうち 信貴ヶ丘1丁目から4丁目まで 信貴南畑1丁目 城山台1丁目から5丁目まで 勢野西1丁目、4丁目及び5丁目 勢野東1丁目、5丁目及び6丁目 立野北1丁目から3丁目まで 立野南1丁目から3丁目まで 東信貴ヶ丘1丁目から3丁目まで 三室1丁目及び2丁目 信貴山西 信貴山東 立野 南畑 夕陽ヶ丘 生駒郡平群町のうち

	信貴山
平群交番	生駒郡平群町のうち 春日丘1丁目及び2丁目 上庄1丁目から5丁目まで 菊美台1丁目から5丁目まで 北信貴ヶ丘1丁目及び2丁目 竜田川1丁目から3丁目まで 西宮1丁目から3丁目まで 初香台1丁目から5丁目まで 光ヶ丘1丁目及び2丁目 吉新1丁目から4丁目まで 若葉台1丁目から5丁目まで 久安寺 越木塚 信貴畑 下垣内 白石畑 椿井 梨本 西宮 西向 平等寺 福貴 福貴畑 榎原 三里 若井
美しヶ丘駐在所	北葛城郡王寺町のうち 太子1丁目から3丁目まで 南元町1丁目から3丁目まで 明神1丁目から4丁目まで
川合駐在所	北葛城郡河合町のうち 川合 長楽 穴闇 西穴闇 西山台
法隆寺駐在所	生駒郡斑鳩町のうち 法隆寺1丁目及び2丁目 法隆寺北1丁目及び2丁目 法隆寺東1丁目及び2丁目 岡本 法隆寺 法隆寺山内 三井
勢野駐在所	生駒郡三郷町のうち 勢野北1丁目から5丁目まで 勢町西2丁目及び3丁目 勢野東2丁目から4丁目まで 美松ヶ丘西1丁目及び2丁目 美松ヶ丘東1丁目及び2丁目 勢野
平群北駐在所	生駒郡平群町のうち 椿台1丁目から4丁目まで 緑ヶ丘1丁目から6丁目まで 櫛原 槻原 鳴川
安堵駐在所	生駒郡のうち 安堵町全域

## 6 天理警察署

名称	所管区
天理総合駅前交番	天理市のうち 川原城町 小田中町 指柳町 田井庄町 田町（佐保庄駐在所の所管区を除く。） 田部町 丹波市町 富堂町
櫛本交番	天理市のうち 石上町 櫛本町 岩屋町 蔵之庄町 中之庄町 檜町 森本町 和爾町

山の辺交番	天理市のうち 内馬場町 御経野町 杣之内町 滝本町 豊井町 豊田町 布留町 別所町 勾田町 三島町 守目堂町
二階堂交番	天理市のうち 合場町 荒蒔町 稲葉町 岩室町 庵治町 嘉幡町 上総町 喜殿 町 九条町 小島町 小路町 杉本町 前裁町 中町 二階堂上ノ庄 町 二階堂北菅田町 二階堂南菅田町 西井戸堂町 東井戸堂町 備 前町 平等坊町 南六条町 吉田町
田原本駅前交番	磯城郡田原本町のうち 田原本町（通称郭内 三輪町 八幡町 味間町 殿町 戎通1丁目か ら3丁目まで 材木町 堺町 小室 旭町 魚町 室町1丁目から3丁目 まで 根太口 南町 新地 大門東 祇園町 市町 大門中 茶町 大門西 本町 幸町） 秦庄 宮森 新木 千代 味間 多 八尾 （宮古駐在所の所管区を除く。） 新町（宮古駐在所の所管区を除 く。） 阪手 薬王寺（平野駐在所の所管区を除く。） 保津 三笠 矢部
三宅交番	磯城郡のうち 三宅町全域
川西交番	磯城郡のうち 川西町全域
佐保庄駐在所	天理市のうち 乙木町 萱生町 佐保庄町 三味田町 成願寺町 園原町 竹之内 町 田町の一部（通称竜王山） 中山町 兵庫町
長柄駐在所	天理市のうち 岸田町 永原町 長柄町 新泉町 西長柄町 福地堂町
柳本駐在所	天理市のうち 海知町 渋谷町 遠田町 檜垣町 武蔵町 柳本町
福住駐在所	天理市のうち 上仁興町 下仁興町 菅原町 長滝町 福住町 藤井町 山田町
針駐在所	奈良市のうち 藺生町 荻町 小倉町 上深川町 下深川町 都祁甲岡町 都祁友 田町 都祁馬場町 都祁南之庄町 針ヶ別所町 針町 来迎寺町
吐山駐在所	奈良市のうち

	都祁小山戸町 都祁こぶしが丘 都祁白石町 都祁相河町 都祁吐山町
三ヶ谷駐在所	山辺郡山添村のうち 岩屋 大塩 勝原 北野 切幡 桐山 毛原 助命 堂前 伏拝 松尾 的野 三ヶ谷 峰寺 箕輪 室津
山添駐在所	山辺郡山添村のうち 鶉山 大西 遅瀬 春日 片平 葛尾 菅生 中峰山 中之庄 西波多 広瀬 広代 吉田
大木駐在所	磯城郡田原本町のうち 伊与戸 大木 平田 大安寺 笠形 蔵堂 金沢 為川北方 為川南方 東井上 西井上
鍵駐在所	磯城郡田原本町のうち 唐古 西代 今里 八田 鍵 小坂 法貴寺
宮古駐在所	磯城郡田原本町のうち 宮古 黒田 富本 八尾の一部（通称南八尾 西八尾） 新町の一部（通称西新町）
平野駐在所	磯城郡田原本町のうち 佐味 大網 金剛寺 松本 満田 十六面 平野 西竹田 薬王寺の一部（通称薬王寺）

## 7 桜井警察署

名称	所管区
桜井駅前交番	桜井市のうち 浅古 飯盛塚 今井谷 上之宮（安倍駐在所の所管区を除く。） 粟殿 下居 上之庄 川合 河西（安倍駐在所の所管区を除く。） 北音羽 北山 倉橋（朝倉台交番の所管区を除く。） 桜井 下 谷（安倍駐在所の所管区を除く。） 多武峰 西口 針道 南音羽 百市 八井内 横柿 鹿路
朝倉台交番	桜井市のうち 朝倉台西1丁目から8丁目まで 朝倉台東1丁目から7丁目まで 赤尾 出雲 栗原 忍阪 倉橋の一部（通称出屋敷） 黒崎 下り尾 慈恩寺 外山 竜谷 脇本
大福交番	桜井市のうち 大泉 戒重 吉備 新屋敷 大福 西之宮 東新堂

榛原駅前交番	宇陀市のうち 榛原あかね台1丁目及び2丁目 榛原榛見が丘1丁目及び2丁目 榛原ひのき坂1丁目から3丁目まで 榛原足立 榛原雨師 榛原池上 榛原石田 榛原大貝 榛原笠間 榛原上井足 榛原栗谷 榛原桜が丘 榛原篠楽 榛原澤 榛原三宮寺 榛原下井足 榛原高塚 榛原高萩台 榛原角柄 榛原萩乃里 榛原萩原 榛原比布 榛原福地 榛原福西 榛原母里 榛原安田 榛原柳 榛原山路
安倍駐在所	桜井市のうち 安倍木材団地1丁目及び2丁目 阿部 池之内 上之宮、河西及び谷の一部（通称智恵の里） 生田 高家 高田 橋本 山田
三輪駐在所	桜井市のうち 金屋 三輪
芝駐在所	桜井市のうち 大西 芝 茅原 箸中
辻駐在所	桜井市のうち 穴師 江包 太田 草川 辻 豊田 東田 豊前 巻野内 大豆越
初瀬駐在所	桜井市のうち 岩坂 小夫 小夫嵩方 笠 萱森 狛 修理枝 白河 白木 芹井 瀧倉 中谷 初瀬 三谷 吉隠 和田
古市場駐在所	宇陀市のうち 菟田野岩崎 菟田野大神 菟田野大澤 菟田野平井 菟田野古市場 菟田野別所 菟田野見田
松井駐在所	宇陀市のうち 菟田野稲戸 菟田野岩端 菟田野宇賀志 菟田野上芳野 菟田野駒帰 菟田野佐倉 菟田野下芳野 菟田野東郷 菟田野入谷 菟田野松井
高井駐在所	宇陀市のうち 榛原赤埴 榛原内牧 榛原自明 榛原高井 榛原荷阪 榛原檜牧 榛原諸木野 榛原八滝
天満台駐在所	宇陀市のうち



		<p>榛原天満台西1丁目から4丁目まで 榛原天満台東1丁目から4丁目まで 榛原赤瀬 榛原戒場 榛原長峯 榛原額井 榛原山辺三</p>
大野駐在所		<p>宇陀市のうち 室生大野 室生染田 室生多田 室生向湊 室生無山</p>
三本松駐在所		<p>宇陀市のうち 室生小原 室生上笠間 室生三本松 室生下笠間 室生瀧谷 室生砥取 室生西谷 室生深野 室生龍口</p>
室生駐在所		<p>宇陀市のうち 室生 室生黒岩 室生下田口 室生田口元上田口 室生田口元角川</p>
曾爾駐在所		<p>宇陀郡のうち 曾爾村全域</p>
御杖駐在所		<p>宇陀郡のうち 御杖村全域</p>
小川駐在所		<p>吉野郡東吉野村のうち 大又 小川 小 小栗栖 木津川 狭戸 中黒 大豆生 三尾 麥谷 鷺家</p>
高見駐在所		<p>吉野郡東吉野村のうち 伊豆尾 木津 杉谷 滝野 谷尻 萩原 日裏 平野</p>
大宇陀幹部交番	所所在地	<p>宇陀市のうち 大宇陀出新 大宇陀岩清水 大宇陀岩室 大宇陀大熊 大宇陀春日 大宇陀上 大宇陀上片岡 大宇陀上品 大宇陀上新 大宇陀上茶 大宇陀上中 大宇陀上本 大宇陀栗野 大宇陀黒木 大宇陀小出口 大宇陀小和田 大宇陀才ヶ辻 大宇陀下片岡 大宇陀下品 大宇陀下竹 大宇陀下茶 大宇陀下出口 大宇陀下中 大宇陀下本 大宇陀下宮奥 大宇陀白鳥居 大宇陀関戸 大宇陀大東 大宇陀田原 大宇陀調子 大宇陀塚脇 大宇陀中新 大宇陀中庄 大宇陀西山 大宇陀迫間 大宇陀東平尾 大宇陀拾生 大宇陀藤井 大宇陀本郷 大宇陀牧 大宇陀万六 大宇陀宮奥 大宇陀守道 大宇陀山口 大宇陀和田</p>
	内原駐在所	<p>宇陀市のうち</p>

	大宇陀麻生田 大宇陀五津 大宇陀内原 大宇陀嬉河原 大宇陀口今井 大宇陀小附 大宇陀芝生 大宇陀野依 大宇陀半阪 大宇陀平尾 大宇陀馬取柿
--	--

8 橿原警察署

名称	所管区
近鉄八木駅前交番	橿原市のうち 今井町1丁目から4丁目まで 北八木町1丁目から3丁目まで 内膳町1丁目から5丁目まで 南八木町1丁目から3丁目まで 八木町1丁目から3丁目まで 小房町 地黄町 四条町 小綱町 上品寺町 新賀町 兵部町
白橿交番	橿原市のうち 白橿町1丁目から8丁目まで 鳥屋町 南妙法寺町
曲川交番	橿原市のうち 曲川町1丁目から7丁目まで 忌部町 雲梯町 大谷町 一町 川西町 観音寺町 北越智町 五井町 光陽町 慈明寺町 新堂町 寺田町 東坊城町 古川町 曲川町
真菅交番	橿原市のうち 小槻町 大垣町 北妙法寺町 曾我町 土橋町 豊田町 中曾司町 飯高町
橿原神宮前交番	橿原市のうち 石川町 畝傍町 栄和町 大軽町 城殿町 久米町 御坊町 田中町 西池尻町 山本町 吉田町 和田町
葛本交番	橿原市のうち 太田市町 葛本町 十市町 中町 西新堂町 新口町 東竹田町
香久山交番	橿原市のうち 石原田町 戒外町 膳夫町 上飛驒町 木之本町 木原町 下八釣町 醍醐町 高殿町 出合町 出垣内町 常盤町 縄手町 東池尻町 飛驒町 別所町 法花寺町 南浦町 南山町 山之坊町
見瀬駐在所	橿原市のうち 見瀬町
五条野駐在所	橿原市のうち 菖蒲町1丁目から4丁目まで 五条野町
畝傍御陵前駐在	橿原市のうち

所	大久保町 四分町
岡駐在所	高市郡明日香村のうち 飛鳥 雷 稲渕 祝戸 尾曾 小原 岡 奥山 上 栢森 川原 小山 阪田 島庄 上居 橘 豊浦 入谷 畑 東山 冬野 細川 八釣
越駐在所	高市郡明日香村のうち 阿部山 大根田 栗原 越 立部 野口 桧前 平田 真弓 御園
下土佐駐在所	高市郡高取町のうち 上子島 上土佐 観覚寺 吉備 清水谷 下子島 下土佐 高取 壺阪
車木駐在所	高市郡高取町のうち 越智 車木 佐田 薩摩 田井庄 寺崎 兵庫 森 与楽
市尾駐在所	高市郡高取町のうち 市尾 丹生谷 藤井 羽内 松山 谷田

9 高田警察署

名称	所管区
高田駅前交番	大和高田市のうち 土庫1丁目から3丁目まで 曙町 旭北町 旭南町 池田の一部（通称領家） 市場の一部（通称中町） 今里 今里川合方 今里町 内本町 永和町 大中 大中東町 大中南町 大東町 材木町 三和町 東雲町 昭和町 高砂町（近鉄高田駅前交番の所管区を除く。） 土庫 中今里町 藤森 本郷町 松塚 南今里町 南本町
片塩交番	大和高田市のうち 春日町1丁目及び2丁目 曾大根1丁目及び2丁目 中三倉堂1丁目及び2丁目 西三倉堂1丁目及び2丁目 東中1丁目及び2丁目 礪野 礪野北町 礪野新町 礪野町 礪野東町 礪野南町 片塩町 勝目 甘田町 北片塩町 蔵之宮町 栄町 曾大根 田井 田井新町 南陽町 東中 東三倉堂町
近鉄高田駅前交番	大和高田市のうち 神楽1丁目から3丁目まで 有井 池尻 池田の一部（通称敷島町 新池田町） 大谷 北本町 幸町 神楽 高砂町の一部（6番及び7番） 高田 築山 西町 日之出西本町 日之出東本町 日之出町
新庄交番	葛城市のうち

	梅室 大屋 柿本 葛木 北花内 北道穂 新庄 寺口 中戸 西室 林堂 東室 疋田 平岡 笛堂 笛吹 辨之庄 南藤井 南道穂 山口 山田
當麻交番	葛城市のうち 今在家 太田 大畑 勝根 加守 木戸 尺土 新在家 染野 當麻 竹内 長尾 八川 兵家 南今市
近鉄御所駅前交番	御所市のうち 御所（通称大橋通り1丁目及び2丁目 中央通り1丁目及び2丁目 御国通り1丁目から3丁目まで 鴨口町 御所駅前通り 西柏町 栄町 神宮町 新地町 末広町 中本町 西久保町 西町 東久保町 本町 御堂魚棚町 南中町 宮前町 柳田町 六軒町を含む。） 今城北十三 櫛羅の一部（通称元町南団地） 幸町 竹田 出屋敷町 東辻 東松本 南十三 三室 元町 柳原
奥田駐在所	大和高田市のうち 秋吉 出 奥田 西坊城 根成柿 吉井
陵西駐在所	大和高田市のうち 池田（高田駅前交番及び近鉄高田駅前交番の所管区を除く。） 市場（高田駅前交番の所管区を除く。） 岡崎 野口
忍海駐在所	葛城市のうち 忍海 新村 新町 西辻 薑 南花内 脇田
掖上駐在所	御所市のうち 柏原 玉手 茅原（通称緑町を含む。） 原谷 東寺田 本馬
室駐在所	御所市のうち 池之内 蛇穴 條 富田 室
櫛羅駐在所	御所市のうち 櫛羅（近鉄御所駅前交番の所管区を除く。） 小林 櫛原
名柄駐在所	御所市のうち 井戸 多田 佐田 下茶屋 城山台 関屋 豊田 名柄 西寺田 東名柄 増 宮戸 森脇
葛城駐在所	御所市のうち 朝妻 五百家 小殿 鴨神 北窪 栗阪 極楽寺 僧堂 高天 鳥井戸 南郷 西北窪 西佐味 西持田 林 東佐味 東持田 伏見 船路

葛駐在所	御所市のうち 朝町 稲宿 今住 内谷 古瀬 新田 戸毛 樋野 奉膳 重阪
------	---

10 香芝警察署

名称	所管区
五位堂交番	香芝市のうち 磯壁1丁目から7丁目まで 五位堂1丁目から6丁目まで すみれ野1丁目及び2丁目 西真美1丁目から3丁目まで 真美ヶ丘1丁目から7丁目まで 磯壁 鎌田 瓦口 狐井 五位堂 五ヶ所 別所 良福寺
志都美交番	香芝市のうち 旭ヶ丘1丁目から5丁目まで 尼寺1丁目から3丁目まで 白鳳台1丁目及び2丁目 今泉 上中 高 尼寺 平野
二上交番	香芝市のうち 逢坂1丁目から8丁目まで 北今市1丁目から7丁目まで 下田西1丁目から4丁目まで 下田東1丁目から5丁目まで 高山台1丁目から3丁目まで 畑1丁目から7丁目まで 藤山1丁目及び2丁目 穴虫 逢坂 北今市 下田 畑 本町
馬見交番	北葛城郡広陵町のうち 馬見北1丁目から9丁目まで 馬見中1丁目から5丁目まで 馬見南1丁目から6丁目まで みささぎ台
広陵交番	北葛城郡広陵町のうち 安部 大塚 笠 百済 古寺 寺戸 中 南郷 疋相 平尾 広瀬 三吉
関屋駐在所	香芝市のうち 関屋北1丁目から8丁目まで 関屋 田尻
箸尾駐在所	北葛城郡広陵町のうち 大町 大場 萱野 沢 弁財天 的場 南

11 五條警察署

名称	所管区
新町交番	五條市のうち 岡口1丁目及び2丁目 五條1丁目から4丁目まで 新町1丁目から3丁目まで 須恵1丁目から3丁目まで なつみ台1丁目、2丁目及び4丁目 二見1丁目から7丁目まで 本町1丁目から3丁目まで 釜窪町 下之町
住川交番	五條市のうち

	今井1丁目から5丁目まで 居傳町 今井町 宇野町 岡町 小和町 久留野町 小島町 小山町 三在町 住川町 近内町 出屋敷町 西河内町 西久留野町 六倉町
野原駐在所	五條市のうち 野原中1丁目から6丁目まで 野原西1丁目から6丁目まで 野原東1丁目から7丁目まで 野原町 牧町
阪合部駐在所	五條市のうち 相谷町 犬飼町 大津町 大野町 大深町 檜辻町 黒駒町 上野町 阪合部新田町 田殿町 中町 畑田町 火打町 表野町 山陰町
牧野駐在所	五條市のうち 田園1丁目から5丁目まで 大澤町 上之町 北山町 木ノ原町 中之町
丹原駐在所	五條市のうち 生子町 丹原町 御山町 霊安寺町
西阿田駐在所	五條市のうち 大野新田町 車谷町 島野町 滝町 西阿田町 八田町 原町 東阿田町 南阿田町 山田町 湯谷市塚町
十日市駐在所	五條市西吉野町のうち 赤松 尼ヶ生 小古田 大峯 奥谷 陰地 唐戸 川岸 鹿場 津越 十日市 西新子 檜川迫 平沼田 南山 百谷 八ツ川 湯川 夜中
賀名生駐在所	五條市西吉野町のうち 賀名生 江出 老野 大日川 黒淵 神野 滝 北曾木 向加名生 屋那瀬 湯塩 和田
城戸駐在所	五條市西吉野町のうち 永谷 川股 阪巻 城戸 勢井 立川渡 茄子原 西野 西日裏 平雄 宗川野 本谷
阪本駐在所	五條市大塔町のうち 小代 阪本 猿谷 簾 中原
宇井駐在所	五條市大塔町のうち 宇井 篠原 清水 惣谷 辻堂 堂平 唐笠 閉君 殿野 中井傍 示 中峯 引土 飛養曾
野迫川駐在所	吉野郡のうち

	野迫川村全域
署所在地	吉野郡十津川村のうち 大野 小原 小井 小森 武蔵 湯之原
上野地駐在所	吉野郡十津川村のうち 旭 上野地 宇宮原 高津 谷瀬 長殿 沼田原 林
風屋駐在所	吉野郡十津川村のうち 池穴 五百瀬 内野 風屋 川津 杉清 滝川 内原 野尻 三浦 山崎 山天
重里駐在所	吉野郡十津川村のうち 今西 大谷 上湯川 小坪瀬 小山手 重里 迫西川 玉垣内 出 谷の一部（小字松柱） 永井 西中
折立駐在所	吉野郡十津川村のうち 小川 折立 檜原の一部（小字尾越 河之平） 込之上 高滝 山 手谷（平谷駐在所の所管区を除く。）
瀬駐在所	吉野郡十津川村のうち 上葛川 神下 竹筒 玉置川 東中
平谷駐在所	吉野郡十津川村のうち 檜原（折立駐在所の所管区を除く。） 桑畑 猿飼 谷垣内 出谷 （重里駐在所の所管区を除く。） 那智合 七色 平谷 山手 山手 谷の一部（小字二津野）

## 12 吉野警察署

名称	所管区
下湊交番	吉野郡大淀町のうち 桧垣本 下湊
土田駐在所	吉野郡大淀町のうち 土田 越部 畑屋 芦原 持尾 矢走
近鉄六田駅前駐在所	吉野郡大淀町のうち 北六田 新野 馬佐 増口 中増 西増 比曾 北野
今木駐在所	吉野郡大淀町のうち 今木 薬水 福神 大岩 岩壺 鋒立 佐名伝
下市駐在所	吉野郡下市町大字下市のうち 山崎 北口 堂垣内 天神町 新町 秋津宮之向 植木 桧皮蔵 本町 今在家 惣上 大峯 下阪 上阪 栄町 堀尾 寺内 田中

	明大
	吉野郡下市町のうち 新住の一部（小字都町） 善城
阿知賀駐在所	吉野郡下市町のうち 小路 新住（下市駐在所の所管区を除く。） 阿知賀
秋野駐在所	吉野郡下市町のうち 伊邨 栃本 立石 才谷 原谷 梨子堂 栃原 平原
丹生駐在所	吉野郡下市町のうち 黒木 貝原 西山 谷 長谷 丹生 広橋
黒滝駐在所	吉野郡のうち 黒滝村全域
洞川駐在所	吉野郡天川村のうち 洞川
川合駐在所	吉野郡天川村のうち 川合 沖金 沢谷 中谷 五色 北小原 沢原 南日裏 坪之内 九尾 栃尾 和田 庵住 籠山 山西 広瀬 塩谷 塩野 滝尾 北 角 南角 中越
署所在地	吉野郡吉野町のうち 飯貝 上市 左曾 立野 丹治 橋屋 六田
吉野山駐在所	吉野郡吉野町のうち 吉野山
新子駐在所	吉野郡吉野町のうち 国栖 新子 南国栖 窪垣内 南大野 入野
三茶屋駐在所	吉野郡吉野町のうち 三茶屋 色生 小名 柳 香束
宮滝駐在所	吉野郡吉野町のうち 宮滝 菜摘 喜佐谷 御園 樽井 矢治 檜尾
竜門駐在所	吉野郡吉野町のうち 佐々羅 平尾 山口 西谷 峯寺 津風呂 河原屋 志賀 千股 三津 滝畑
大滝駐在所	吉野郡川上村のうち 大滝 西河 東川 寺尾 北塩谷
迫駐在所	吉野郡川上村のうち



	迫 高原 高原土場 白屋 井戸 井光 武木 人知 下多古
柏木駐在所	吉野郡川上村のうち 大迫 上多古 柏木 上谷 伯母谷 入之波 北和田 神之谷 白 川渡 中奥 粉尾 瀬戸
河合駐在所	吉野郡のうち 上北山村全域
池原駐在所	吉野郡下北山村のうち 上池原 下池原 池峯 前鬼 大瀬
寺垣内駐在所	吉野郡下北山村のうち 浦向 佐田 上桑原 下桑原 寺垣内